

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第6期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
【英訳名】	Tokyo Kiraboshi Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 壽信
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目10番43号 (2020年6月26日より東京都新宿区新宿五丁目9番2号から上記住所に移 転しております。)
【電話番号】	03(6447)5799 (2020年6月26日より本店移転に伴い電話番号を変更しております。)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目10番43号
【電話番号】	03(6447)5799
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自 2015年 4月1日 至 2016年 3月31日)	(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	79,583	83,092	82,616	78,777	94,031
うち連結信託報酬	百万円	-	61	56	107	156
連結経常利益	百万円	14,453	8,322	4,727	3,480	2,347
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	9,412	25,535	3,677	4,914	7,657
連結包括利益	百万円	2,390	23,355	9,940	4,408	3,571
連結純資産額	百万円	203,216	283,357	291,020	293,124	294,462
連結総資産額	百万円	5,112,540	5,577,306	5,482,704	5,373,212	5,501,145
1株当たり純資産額	円	6,982.00	7,476.05	7,729.99	7,820.80	7,880.94
1株当たり当期純利益	円	323.84	830.61	112.94	153.52	244.21
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	311.89	511.40	77.25	94.60	127.49
自己資本比率	%	3.96	5.07	5.30	5.44	5.35
連結自己資本利益率	%	4.64	10.51	1.28	1.68	2.60
連結株価収益率	倍	8.07	4.01	22.41	10.19	4.67
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	105,708	4,276	161,531	106,587	25,433
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	12,757	91,712	35,197	135,919	118,200
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	11,794	10,421	2,747	2,774	7,277
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	393,056	504,444	375,365	401,928	538,286
従業員数	人	3,259	3,378	3,299	3,081	2,955
[外、平均臨時従業員数]		[1,082]	[1,094]	[1,065]	[1,021]	[1,015]
信託財産額	百万円	[-]	[16,513]	[15,320]	[27,048]	[44,510]

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2016年度より株式会社新銀行東京(以下、「新銀行東京」という。)を当社の連結子会社とし、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を当社の持分法適用関連会社としております。

3. 2018年度より、「株式交付信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

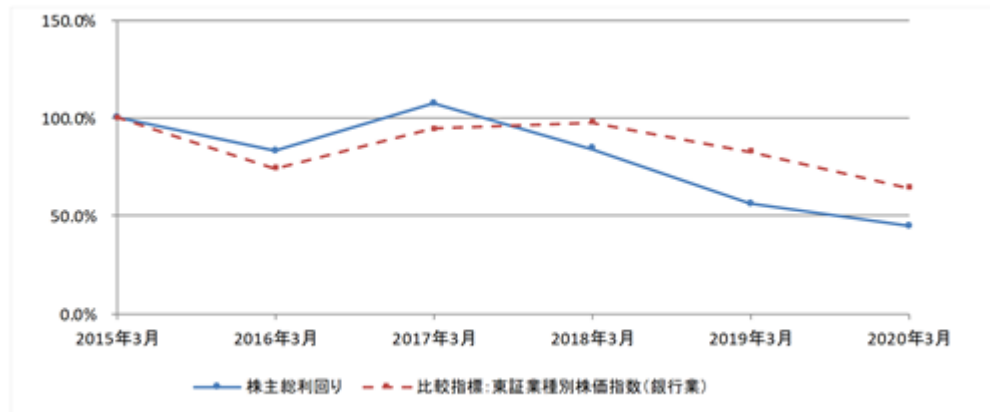
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。なお、本「自己資本比率」は、自己資本比率告示(2006年金融庁告示第20号)に定める自己資本比率ではありません。

- 5．信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は2016年度及び2017年度は新銀行東京 1社、2018年度及び2019年度はきらぼし銀行 1社であります。
- 6．2016年度より新銀行東京は当社の連結子会社となったため、2015年度の連結信託報酬及び信託財産額は記載しておりません。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益	百万円	2,927	3,241	3,301	3,110	6,190
経常利益	百万円	2,034	2,169	2,235	2,275	5,274
当期純利益	百万円	1,961	2,126	2,187	2,149	5,225
資本金	百万円	20,000	27,500	27,500	27,500	27,500
発行済株式総数						
普通株式	千株	29,227	30,650	30,650	30,650	30,650
第1回第一種優先株式		-	750	750	750	750
第二種優先株式		-	2,000	2,000	2,000	2,000
純資産額	百万円	136,903	195,886	196,002	195,854	198,997
総資産額	百万円	141,996	196,013	196,124	195,961	199,169
1株当たり純資産額	円	4,709.77	4,616.37	4,620.46	4,631.63	4,736.77
1株当たり配当額						
普通株式		60.00	60.00	60.00	60.00	60.00
第1回第一種優先株式		-	197.08	246.00	248.00	248.00
第二種優先株式		-	36.728	25.636	27.272	27.272
(内1株当たり中間配当額)	円 (円)					
普通株式		(30.00)	(30.00)	(30.00)	(30.00)	(30.00)
第1回第一種優先株式		(-)	(69.44)	(123.00)	(124.00)	(124.00)
第二種優先株式		(-)	(18.364)	(12.818)	(13.636)	(13.636)
1株当たり当期純利益	円	67.47	62.52	64.05	62.70	164.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	66.85	43.10	45.95	41.38	87.01
自己資本比率	%	96.38	99.88	99.88	99.91	99.88
自己資本利益率	%	1.43	1.27	1.11	1.09	2.64
株価収益率	倍	38.75	53.34	39.51	24.96	6.95
配当性向	%	88.92	95.96	93.67	95.69	36.54
従業員数	人	9	17	15	10	12
[外、平均臨時従業員数]		[-]	[-]	[-]	[-]	[-]
株主総利回り (比較指標：東証業種別 株価指数(銀行業))	%	83.07 (74.18)	107.29 (94.35)	84.19 (97.58)	56.05 (82.87)	44.75 (64.08)
最高株価	円	4,370	4,455	3,565	2,976	1,747
最低株価	円	2,333	1,948	2,393	1,454	830

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第5期(2019年3月)より、「株式交付信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。なお、本「自己資本比率」は、自己資本比率告示(2006年金融庁告示第20号)に定める自己資本比率ではありません。
4. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
5. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は、以下のとおりであります。



2【沿革】

2013年10月	株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行（以下、総称して「両行」という。）は、「経営統合の検討に関する基本合意書」を締結
2014年 5月	両行は、「経営統合契約書」を締結するとともに「株式移転計画」を作成
2014年 6月	両行の定時株主総会において、両行が共同株式移転の方式により当社を設立し、両行がその完全子会社になることについて承認決議 株式会社東京都民銀行においては、定時株主総会と併せて、株式移転計画承認に係る普通株主による種類株主総会を開催
2014年10月	両行が共同株式移転により株式会社東京TYフィナンシャルグループを設立 東京証券取引所市場第一部に上場
2015年 6月	当社と株式会社新銀行東京（以下、総称して「両社」という。）は、「経営統合の検討に関する基本合意書」を締結
2015年 9月	両社は、「株式交換契約書」及び「経営統合契約書」を締結
2015年11月	両社の臨時株主総会及び種類株主総会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社新銀行東京を株式交換完全子会社とする株式交換の方式により経営統合を行うことを内容とした株式交換契約について承認決議
2016年 4月	株式交換の方式により両社が経営統合し株式会社新銀行東京が当社の完全子会社化
2016年 6月	三井住友信託銀行株式会社と業務・資本提携契約を締結 第1回第一種優先株式150億円発行（資本金275億円）
2016年 9月	株式会社横浜銀行及び三井住友信託銀行株式会社との株式譲渡契約締結により、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を持分法適用関連会社化
2017年 4月	株式会社とみん経営研究所を当社完全子会社化し、商号を株式会社きらぼしコンサルティングに変更
2017年11月	当社子銀行の子会社として、きらぼしテック株式会社を設立
2018年 2月	株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京が合併契約を締結
2018年 4月	株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京は、合併に係る認可並びに信託業務の兼営等に係る認可を取得
2018年 5月	株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京が合併し、株式会社きらぼし銀行が発足 当社商号を株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに変更
2018年 9月	きらぼしキャピタル株式会社を設立
2019年 5月	当社子銀行の持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社を連結子会社へ変更
2019年 8月	東京きらぼしリース株式会社、きらぼしシステム株式会社及びきらぼしJCB株式会社を当社が直接出資する完全子会社へ変更
2019年10月	当社子銀行の子会社として、ベトナム・ホーチミンにてKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを開設
2019年12月	きらぼし証券準備株式会社を設立
2020年 5月	株式会社きらぼし銀行にてシステム統合を実施
2020年 6月	当社本社を新宿区から港区（現きらぼし銀行 本店(青山オフィス)）に移転

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当連結会計年度末現在、当社、連結子会社15社及び関連会社（持分法適用関連会社）1社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、コンサルティング業務、クレジットカード業務、などの幅広いサービスを提供しております。

当連結会計年度において、グループ経営の強化を図る観点から、当社連結子会社のきらぼし銀行は持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社を2019年5月28日に連結子会社にするるとともに、2019年6月20日に持分比率を100%に引き上げました。

また、2019年8月1日付で、きらぼし銀行の連結子会社である東京きらぼしリース株式会社、きらぼしシステム株式会社及びきらぼしJCB株式会社を当社の完全子会社としました。

さらに、東京圏の中小企業の皆さまにとって、アジア地域が国内の延長線上として重要性を増してきていることから、2019年8月9日付で、ベトナム・ホーチミン市に当社連結子会社のきらぼし銀行が100%出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立しました。

このほか、お客さま本位の業務運営をさらに進め、これまで以上にお客さまの運用ニーズに応えられる商品ラインナップやサービスを提供できるようにするため、2019年12月27日付で、当社の完全子会社としてきらぼし証券準備株式会社を設立し、「きらぼしライフデザイン証券株式会社」に商号変更の上、2020年8月に開業を予定しております。

これに伴い、事業に係る位置付けは次のとおりとなります。

なお、当連結会計年度より東京きらぼしリース株式会社の連結子会社化により、新たなセグメントとして「リース業」を新設しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項）」に記載の通りです。

〔銀行業〕

株式会社きらぼし銀行は、東京都及び神奈川県北東部を主たる営業エリアとし、本店ほか支店等においては、主に預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務などを行っております。当社グループは、銀行業を当社グループの中核業務と位置付け、地域社会の発展に貢献するため、質の高いコンサルティング営業の実践を通じてライフステージやライフサイクルに応じた金融商品・サービスを提供しております。

また、連結子会社2社においては、信用保証業務を行っております。

〔リース業〕

東京きらぼしリース株式会社は、お客さまの多様なニーズにお応えするため、OA機器から産業機械、自動車など豊富なリース物件を取扱い、地域経済の発展に貢献できるように努めております。

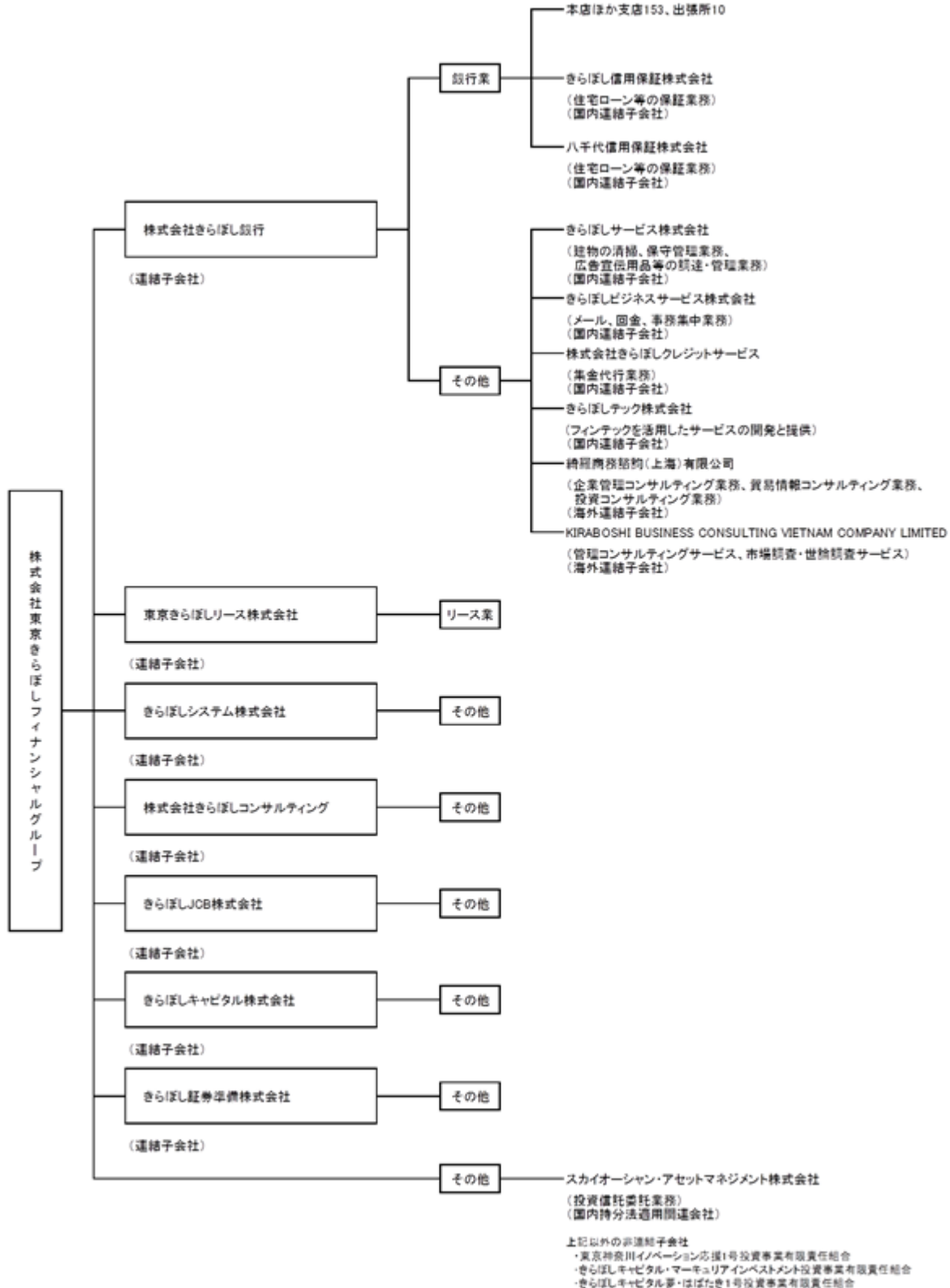
〔その他〕

その他の連結子会社11社及び関連会社（持分法適用関連会社）1社においては、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス及びクレジットカード業など銀行業務に付随する業務を行っており、当社と一体となってお客さまの金融ニーズへの対応を図っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)



- (注) 1. 2019年5月28日付で、当社子会社の株式会社きらぼし銀行は持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社を連結子会社にするるとともに2019年6月20日に持分比率を100%に引き上げました。
2. 2019年8月1日付で、東京きらぼしリース株式会社は当社が直接出資する完全子会社となりました。
3. 2019年8月1日付で、きらぼしシステム株式会社は当社が直接出資する完全子会社となりました。
4. 2019年8月1日付で、きらぼしJCB株式会社は当社が直接出資する完全子会社となりました。
5. 2019年8月9日付で、ベトナム・ホーチミンに当社子会社の株式会社きらぼし銀行が100%出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立し、新たに当社の連結子会社となりました。

- 6 . 2019年12月27日付で、当社が100%出資するきらぼし証券準備株式会社を設立し、「きらぼしライフデザイン証券株式会社」に商号変更の上、2020年8月に開業予定であります。

4【関係会社の状況】

(2020年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社きらぼし銀行	東京都港区	43,734	銀行業	100.0 (-) [-]	15 (5)	-	経営管理 預金取引	当社が建物の一部を賃借	-
東京きらぼしリース株式会社	東京都千代田区	305	総合リース業	100.0 (-) [-]	8 (-)	-	経営管理	-	-
きらぼしシステム株式会社	東京都千代田区	20	コンピュータ関連サービス業	100.0 (-) [-]	5 (-)	-	経営管理	-	-
株式会社きらぼしコンサルティング	東京都港区	50	企業経営に関する総合コンサルティング業務、セミナー、講演会の開催	100.0 (-) [-]	7 (-)	-	経営管理	-	-
きらぼしJCB株式会社	東京都台東区	30	クレジットカード業務	100.0 (-) [-]	5 (-)	-	経営管理	-	-
きらぼしキャピタル株式会社	東京都港区	75	投資事業組合(ファンド)の組成・運営に関する業務	100.0 (-) [-]	7 (1)	-	経営管理	-	-
きらぼし証券準備株式会社	東京都港区	3,000	証券業務の開始に向けた準備会社	100.0 (-) [-]	6 (1)	-	経営管理	-	-
きらぼしサービス株式会社	東京都新宿区	10	建物の清掃、保守管理業務、広告宣伝用品等の調達・管理業務	100.0 (100.0) [-]	5 (-)	-	-	-	-
きらぼし信用保証株式会社	東京都千代田区	760	信用保証業務	100.0 (100.0) [-]	7 (-)	-	-	-	-
八千代信用保証株式会社	神奈川県相模原市	342	信用保証業務	100.0 (100.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
きらぼしビジネスサービス株式会社	東京都北区	10	メール、回金、事務集中業務	100.0 (100.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
株式会社きらぼしクレジットサービス	東京都豊島区	30	集金代行業務	100.0 (100.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
綺羅商務諮詢(上海)有限公司	中国上海市	米ドル 250,000	コンサルティング業務	100.0 (100.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
きらぼしテック株式会社	東京都港区	50	フィンテックを活用したサービスの開発と提供	100.0 (100.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナムホーチミン市	米ドル 250,000	コンサルティング業務	100.0 (100.0) [-]	3 (-)	-	-	-	-
(持分法適用関連会社) スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	神奈川県横浜市	300	投資信託委託業務	15.0 (-) [-]	9 (-)	-	-	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社きらぼし銀行及びきらぼし証券準備株式会社であります。

2. 上記関係会社のうち、株式会社きらぼし銀行及び東京きらぼしリース株式会社の経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。

主要な損益情報等

(百万円)

	経常収益	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
株式会社きらぼし銀行	83,737	4,756	8,672	289,398	5,491,038
東京きらぼしリース株式会社	11,953	51	22	1,844	31,037

3. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
4. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当社の役員（内書き）であります。
5. 2019年5月28日付で、株式会社きらぼし銀行の持分法適用会社の東京きらぼしリース株式会社を連結子会社とするとともに、2019年6月20日に同行の完全子会社としております。
6. 2019年8月1日付で、きらぼしシステム株式会社・きらぼしJCB株式会社ならびに東京きらぼしリース株式会社は、当社が直接出資する完全子会社となっております。
7. 2019年8月9日付で、ベトナム・ホーチミン市に株式会社きらぼし銀行が100%出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
8. 2019年12月27日付で、当社が100%出資するきらぼし証券準備株式会社を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。同社は、「きらぼしライフデザイン証券株式会社」に商号変更の上、2020年8月に開業を予定しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	2,776 [975]	33 [0]	146 [40]	2,955 [1,015]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,395人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12 [-]	43.3	19.0	9,465

- (注) 1. 当社従業員は株式会社きらぼし銀行からの出向者であります。なお、上記のほかに、株式会社きらぼし銀行からの兼務者163人が従事しております。
2. 当社の従業員はすべてその他のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにはきらぼし銀行従業員組合(組合員数1,912人)、東京きらぼしフィナンシャルグループ労働組合(組合員数48人)が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」との経営理念を掲げ、東京に本店を置く地域金融機関として、将来を見据えた持続可能なビジネスモデルの確立を目指すと共に、中小企業及び個人のお客さまへのコンサルティング機能の発揮や地方公共団体、他の地域機関等との連携等により、お客さま本位の営業を推進し、首都圏においてお客さまから真に愛される地域No.1の都市型地銀グループを目指しております。

また、当社グループは、以下の3つを経営方針に掲げ、経営目標の達成に取り組んでまいります。

- ・ <きらりと光る銀行>
独自性のある金融サービスの提供により、地元銀行として永続的に存在する
- ・ <チャレンジする銀行>
お客さまや地域経済の発展に貢献するために、東京圏の特色を活かして挑戦し続ける
- ・ <思いをつなぐ銀行>
お客さま、地域、職員の「思い」を大切に、常に信頼され必要とされる存在になる

(2) 中期的な経営戦略

当社グループは、ビジネスチャンスを経営につなげ、持続的な成長・発展を遂げるためには、合併によるシナジー・統合効果を最大限発揮するとともに、お客さま満足度の向上を図るために「対話を起点としたビジネスモデル」を推進し、従来の銀行の貸出中心のビジネスモデルに加え、コンサルティングを重視したビジネスモデルを構築することが喫緊の課題であると考えております。

こうした認識の下、当社グループでは、2018年5月よりスタートした中期経営計画「スタートアップ きらぼし」の主要施策である以下の3つを着実に推進し、地域の発展に当社グループが貢献していく決意を強く持ち、「チャレンジ&スピード」をベースとした起業家精神により、新型タイプの都市型地銀の創造を目指してまいります。

コンサルティング機能の充実

コンサルティング機能を充実することでファーストコールをいただける銀行を目指す

対話により選ばれ、信頼される人材の育成

「きらぼしびと」の育成

「きらぼしびと」とは、お客さまから信頼され、お客さまの立場に立って考動でき、その結果として成功を体験できる人材

お客さまとの接点強化を図るための業務改革

仕事に対する意識と価値の改革により、仕事の意義と心の充実を感じる働き方を実現

こうした取組みを通じて、質の高い総合金融サービスの提供を実践するとともに、当社グループの企業価値の向上を図ってまいります。当初より2年が経過し、主要施策が着実に進展しており、最終年度である今年度は総仕上げを行ってまいります。また、ESG経営の視点から、2030年のSDGs達成に向け、事業活動を通じて社会の課題解決にも取り組んでまいります。

以上の取組みにより、安定的な収益性と強固な財務体質を堅持し、ステークホルダーの皆さまと共通価値を創造（価値共創）していくとともに、地域経済と地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

(3) 目標とする経営指標

2018年5月より3年間の中期経営計画「スタートアップ きらぼし」をスタートさせております。皆さまの満足度向上につながる「対話」を起点としたビジネスモデルの構築により、「金融にも強い総合サービス業」を目指すべく、目標数値の達成に向け取り組んでおります。

中期経営計画の最終年度（2021年3月期）の目標数値および、2020年度（2021年3月期）の業績予想、2019年度（2020年3月期）の実績につきましては、以下のとおりとなっております。2020年度（2021年3月期）の業績予想については、中期経営計画策定時（2018年3月公表）以降の市場環境の変化や子会社への先行投資等の影響を受け、当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益は中期経営計画と比較すると20億円の減少を見込んでおります。また、2020年度（2021年3月期）の業績予想には新型コロナウイルス感染症の影響は含まれておりませんが、新型コロナウイルス感染症を起因とした業況悪化先に対する予防的な引当を2019年度（2020年3月期）に22億円計上済みであります。

なお、今後の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、直接的・間接的に影響を受けた業界は広く、年間を通じて経済が停滞する恐れがあります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の今後の動向については見通すことは難しく、収束時期等によっては当社グループの2020年度（2021年3月期）の通期の経営成績および財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。なお、業績予想については、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、下記予想値と異なる場合があります。

《中期経営計画「スタートアップ きらぼし」の目標計数》

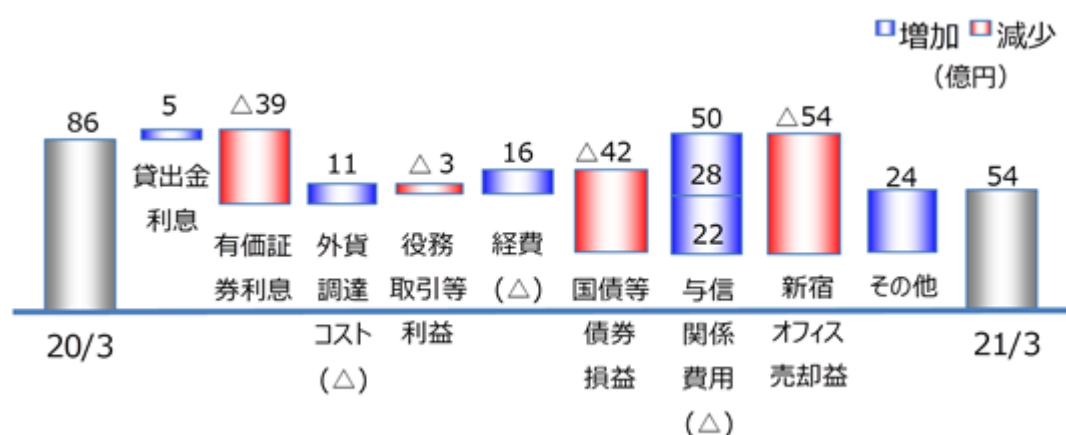
	目標とする項目	2020年度の 目標計数	2020年度 業績予想	2019年度 実績
当社グループ	親会社株主に帰属する当期純利益	60億円	40億円	76億円
きらぼし銀行	コア業務純益	125億円	147億円	155億円
	O H R	80%	77%台	77.0%
	ファーストコール先数（年間）（ ）	7,000先	7,000先	14,870先

ファーストコール先数（本業支援の提案を行った先数及びライフプランの支援にかかる提案を行った先数）

《中期経営計画以外の主な目標計数（きらぼし銀行）》

きらぼし銀行	2019年度 実績	2020年度 業績予想	増減
コア業務純益	155億円	147億円	8億円
国債等債券損益	62億円	20億円	42億円
与信関係費用	92億円	64億円	28億円
与信関係費用 （新型コロナウイルス引当分）	22億円	-	22億円
経常利益	47億円	72億円	25億円
特別損益	54億円	-	54億円
当期純利益	86億円	54億円	32億円

・当期純利益の増減要因（きらぼし銀行）



(4) 経営環境及び対処すべき課題等

当社グループが営業基盤とする東京圏は、当面は人口増加が続く等リテール層の基盤が厚い地域であるとともに、多様な中小企業が集積する全国一の経済力を有する豊かなマーケットであります。こうした優位性を活かしていくためには、合併を経た地銀グループとして、シナジー効果を最大限に発揮し生産性を高めること、そして、お客さまとの「質」の高い接点を持ち、「真」のニーズを把握することで、課題解決に向けた情報提供や提案を通じお客さま満足度の向上につなげるなど、お客さまに喜んでいただける総合サービス業へと進化していくことが喫緊の課題であると考えております。

2020年度以降につきましては、経営環境の変化も踏まえつつ、以下の項目について重点戦略としております。

(経済情勢悪化の中での金融仲介機能及びコンサルティング機能の強化)

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済情勢悪化の中での、企業への金融支援機能の強化（緊急融資制度の推進、「融資相談窓口」の拡充、行政機関や公的金融機関との連携、制度融資の活用など）
- ・金融支援とともに経済環境の変化の中での企業の事業活動に対するグループを挙げたコンサルティング機能やサポート力の強化

(質の高いサービスの提供と収益の最大化)

《経営資源の再配分・最適化》

お客さまの満足度向上に向けた店舗体制・営業体制の見直し

- ・お客さまの利便性に配慮しつつ、地域重複店舗を中心とした店舗内店舗形態での拠点の集約や、お客さまのニーズや地域特性に応じた法人営業オフィスや個人特化型店舗等を設置してまいります。
- ・地域・お客さまとの「対話」を通じて地域特性に応じたニーズにスピード感を持って対応できる営業体制を構築してまいります。

《業務改革による生産性の向上》

システム統合が完了し一体運営が可能となったことから、以下の3つの業務改革を進めることで、総人員のスリム化など生産性の向上を図ってまいります。

営業店業務の改革	店頭業務の電子化、事務の集中化、タブレット端末を活用した手続きの導入 (2020年度から次世代店舗試行)
本部事務の改革	ペーパーレスの徹底、RPAによる事務時間の削減効率化
新しい働き方の改革	テレワーク・フレックスタイム制、時差出勤等の推進

《本部営業強化に向けたお客さまサービス部門への人的資源の再配置》

本部人員を営業部門に再配置すること等により総人員のスリム化を図りつつ、グループの経営資源を適切に配分しながらシナジー効果を向上させ、企業価値と収益力の最大化を図ってまいります。

《デジタル化によるお客さま利便性の向上》

- ・対話による営業に加え、デジタル化・非対面チャネルの強化によりお客さまの利便性を向上させ、対面サービスと同様の付加価値を提供できるように努めてまいります。
- ・デジタル戦略については、より高いセキュリティを実現しながら、API連携を活用したお客さまの生活利便性の向上や口座の付加価値向上を図ってまいります。

《グループ経営の強化を通じたビジネスモデルの進化と企業価値の向上》

- ・当社グループでは、きらぼし銀行を中心に、戦略的に設立したコンサルティング会社、キャピタル会社、フィンテック会社や、今年度が開業予定である証券会社、完全子会社としたリース会社やクレジットカード会社等を通じ、お客さまに真にお役に立てるグループを目指しております。
- ・グループ会社各社のバックオフィス業務(人事・総務・経理業務等)の集約等の検討を通じ、グループ全体の企業価値をより向上させてまいります。

法人	グループ会社一体による専門性の高い金融サービスのさらなる強化（コンサルティング営業や事業性評価によるメイン化・本業支援、海外支援、ストラクチャードファイナンス、リース取引の活用）
個人	フィデューシャリー・デューティーを踏まえたお客さま本位に徹した営業活動の実践 新設する証券子会社における質の高いサービスの提供
グループ価値向上	グループ連結利益及び連単倍率の向上
商社機能の発揮	事業承継、企業間同士の販路拡大、海外進出支援、相続のご相談など中小企業や個人のお客さまをつなぐコーディネータ機能を発揮し、首都圏における商社機能の強化
その他	行政と連携した地域社会への貢献

（経営環境変化への適切な対応とグループ経営管理の強化）

《コーポレート・ガバナンス》

コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員・外部有識者の知見も活用した上でグループ経営管理態勢や監督機能の強化を進めるとともに、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

《リスク管理》

適切なグループ経営管理のもと、グループ全体としての各種リスクの的確な管理に努めております。また、リスク・アペタイト・フレームワークの試行を開始し、収益・リスク・資本のバランスの取れた持続的成長に努めております。

グループ各社の健全かつ適切な業務運営を確保する中で、信用リスクについては、与信先の業況変化を早期に把握し適切な対応を行うために、予兆管理を強化するための部署を、新たに設置しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益及び資金繰りが一層厳しさを増すことが予想されます。当社グループとしては、確りと金融機能を果たしつつ、お客さまとのリレーションを強化するとともに、モニタリングを通じて事業支援を図ってまいります。

《コンプライアンス》

法令遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を進めることで、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

こうした中で、2019年6月にきらぼし銀行の元行員による不祥事件（現金着服事件）が発覚いたしました。被害に遭われたお客さまをはじめ、お取引いただいているお客さま、株主の皆さま並びに地域の方々にご迷惑とご心配をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。2018年7月に発覚した同行元行員による現金着服事件に対して、行動指針の改定や内部通報制度の周知・徹底など再発防止策を講じてきたにもかかわらず、今回の事件が発覚したことを役職員一同厳粛に受け止めております。

このような事態を招いたことについて役職員一同深く反省し、子会社に「再発防止プロジェクトチーム」を設置し、弁護士や社外監査役等をメンバーに加え、その知見等を活かすとともに、営業担当者の行動規範等を含む抜本的な再発防止策を実施し、信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでおります。

今後とも、株主の皆さまやお客さま、社会から信頼されるグループとして、リスクオーナーシップや企業倫理が徹底・浸透できる態勢の構築をさらに進めてまいります。

（SDGsへの取組み）

CSR経営を実践し、持続可能な地域社会の形成に貢献すべく、「地域経済への貢献」、「地域社会への貢献」、「環境問題への取組み」の3つの行動指針を定め、積極的に取り組んでおります。国内外では、環境・社会・ガバナンスへの取組みを重視しようという考えが浸透しており、ESGやSDGs等、持続可能な社会の構築に向けた経営に対する関心が高まっております。SDGs達成に向けて、当社グループでは2019年5月に「SDGs宣言」を策定し、「環境保全」、「地域社会への貢献」、「お客さまとの共通価値の創造」、「職員の働き方改革と、ダイバーシティの推進」、「株主・投資家との対話」を主要テーマに掲げ、さまざまな商品サービスの提供やCSR活動を通じて「社会的価値」を生み出し、これを当社グループの「経済的価値」に繋げていく取組みが重要であると認識しております。

今後とも、合併によるシナジー・統合効果の最大限の発揮を図りつつ、東京圏という大きな経済力を有する地域を営業基盤とするグループとして、さまざまなサービス活動を展開する中で、企業価値のさらなる向上に向け、役職員一丸となり全力で取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。各項目に掲げられたリスクは、それぞれが独立するものではなく、ある項目のリスクの発生が関連する他の項目のリスクに結びつき、リスクが増大する可能性もあります。なお、すべてのリスクを網羅したものではありません。現時点で予測できない又は重要と見なされていないリスクの影響を将来的に受ける可能性があります。

また、リスク管理につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」にも関連した記載がありますのでご参照ください。

当社及び当社グループ企業（以下、「当社グループ」という。）は、こうしたリスクの発生可能性を認識したうえで、管理体制の強化に取組み、発生の回避及び発生した場合の適切かつ迅速な対応に努めてまいります。

なお、以下の記載における将来に関する事項については、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1．信用リスク

(1) 不良債権に関するリスク

当社グループは、貸出金に対する審査態勢の強化及び小口分散化された貸出ポートフォリオの構築、貸出先に対する事業性評価に基づく金融支援・本業支援の実践、自己査定 of 適切な運用を通じて貸出資産の健全化に努めております。また、予兆管理の強化の一環として、貸出先の業況変化を早期に把握し適切な対応を行うための体制を整備するとともに、リレーションの強化やモニタリングを通じた事業支援にも注力しております。このほか、本部と営業店が一体となり、業績不振企業に対する経営改善支援など不良債権の発生防止にも取り組んでおります。しかしながら、国内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性により不良債権が増加する可能性があります。

(2) 貸倒引当金に関するリスク

当社グループは、自己査定等に基づき、将来の損失額を見積り、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、経済情勢や貸出先の経営状況の悪化、担保価値の下落、自己査定及び償却引当に関する基準の変更、その他の予測不能な不確実性により貸倒引当金の積み増しが必要となり与信関係費用が増加する可能性があります。

(3) 貸出先への対応に関するリスク

当社グループは、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、回収の実効性その他の観点から、法的な権利をすべて行使しない場合があります。また、こうした先に対して追加貸出、債権放棄等による支援を行う場合があります。こうした支援により、短期的には当社グループの不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(4) 担保・保証に関するリスク

担保や保証による回収見込額は、現在の景気動向や不動産市況等を前提として算定しております。今後、不動産価格等の下落による担保価値の減少や保証人の信用状態の悪化等の予測不能な不確実性により、与信関係費用が増加する可能性があります。

(5) 権利行使に関するリスク

当社グループは、景気動向等に注視しているものの、不動産市場における価格の下落や流動性の欠如、有価証券価格の下落等の要因により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または貸出先が保有するこれらの資産に対して強制執行することが困難となる可能性があります。

(6) 他の金融機関の動向に関するリスク

当社グループは、業況が低迷している企業等であっても改善が見込まれる場合には、貸出条件の変更や追加のご融資にも応じておりますが、他の金融機関が急速な貸出金の回収や取組方針等の変更を行った場合には、短期的に与信関係費用や不良債権が増加する可能性があります。

2．市場リスク

(1) 有価証券の価格下落リスク

当社グループは、市場性のある株式や債券等の有価証券を保有しております。これらの有価証券の価格下落により、評価損や売却損が発生する場合があります。当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。特に価格変動性の高い商品としては株式や投資信託を保有しており、経済情勢や有価証券市場の需給環境の悪化により、短期的にも相場の急変時には損失が拡大するリスクがあります。当社グループでは自己資本の範囲内でこれらのリスクに見合う資本を割り当てているほか、損失限度額を設定することで相場の急変時にも損失額を一定の範囲に抑えるように運営を行っております。

(2) 金利変動リスク

当社グループでは、金利などの市場動向を注視し、機動的に市場リスク対応を実施するため、当社ではリスク管理委員会を設置し、金利変動リスクの管理を行っています。しかしながら、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利変動が発生した場合には、資金収益が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。国内の金利環境は日本銀行の政策により急激な金利上昇は発生しにくいものと認識しておりますが、将来的な政策の見直しや経済情勢の変化により中長期的には大きな金利変動が発生する可能性があります。当社グループでは金利変動の影響を受けやすい長期の債券のほか、円貨と比較して金利変動の高い通貨の外貨建て債券を保有しておりますが、自己資本の範囲内でリスクに見合う資本を割り当てているほか、損失限度額を設定することで、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営を行っております。

(3) デリバティブ取引

当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスク及び取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しているため、想定を超える市場金利・為替相場等の変動や取引先の契約不履行により、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。国内外の経済情勢等により、市場金利・為替相場等の変動が起きる可能性は比較的高いものと思われませんが、必要に応じてリスクのヘッジ取引を行うなどの対応を行っております。取引先の契約不履行のリスクも顕在化のリスクは低くはないものの、小口分散が図られているため、当社グループの業績に与える影響は限定的なものとして認識しております。

(4) 為替リスク

当社グループは、資産及び負債の一部を外貨建てで保有しております。外貨建ての資産と負債が通貨ごとに同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。世界各国の経済情勢や景気変動で、短期的にも為替相場は大きく変動する可能性は高いと認識しております。これらのリスクを完全に回避することはできませんが、為替ポジションの限度額、損失限度額を設定し、リスク量、損失額を一定の範囲に抑えるように運営を行っており、必要に応じて為替リスクのヘッジをするなどの対応を図っております。

3. 流動性リスク

当社グループは、資金繰りの適切な管理に努めておりますが、経済環境の変化や金融市場全般または当社グループの信用状況等が悪化した場合には、資金調達コストが上昇し業績に悪影響を及ぼすことがある他、資金調達が困難になれば財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、資金の流出に備えた十分な流動性資産を保有するよう流動性リスク管理の枠組みを定め運営を行っており、短期的にはリスクが顕在化する可能性は低いものと認識しておりますが、中長期的には調達環境の変化によりリスクが顕在化する可能性があります。

4. オペレーショナルリスク

(1) 事務リスク

当社グループは、預貸金業務や為替業務をはじめ、国債や投資信託、生損保等の販売等、様々な業務を行っております。こうした業務において、内部規程及び体制の整備等の定期的な点検、本部の事務指導等によって、適正な事務の遂行に努めております。しかしながら、役職員が過失の有無を問わず不適切な事務処理を行った場合には、当社グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。これらの事象が発生する頻度、可能性は比較的高いものと認識しておりますが、発生頻度を押さえ、また発生した場合の影響を最小限に止めるべく態勢の見直しを継続して行っております。

(2) システムリスク

当社グループは、銀行業務を正確かつ迅速に処理するとともに、お客さまに多様なサービスを提供するため、基幹系システムをはじめとした様々なコンピュータシステムを使用しております。業務上使用しているシステムについては安定的な稼働を維持するためのメンテナンス等障害発生防止に万全を期しております。しかしながら、これらのシステムについて、事故やシステムの新規開発・更新等によるシステムダウンまたは誤作動等の障害が発生した場合、さらには、フィッシングサイトやコンピュータウィルス等の不正な手法による金融犯罪が発生した場合、障害や被害の規模によっては当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、近年高度化・巧妙化したサイバー攻撃によるリスクが高まっております。当社グループでは、サイバーセキュリティ対策の強化を推進していますが、サイバー攻撃によるサービスの停止や情報漏洩、データの改ざん等が発生した場合、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を与える可能性があります。

(3) 情報セキュリティリスク

当社グループは、業務遂行上、多数のお客さま情報を保有しており、内部規程及び情報管理態勢の整備、社内教育の徹底等によって、顧客情報や社内機密情報の漏洩に対する対策を講じるなどリスク顕在化の防止に努めております。しかしながら、不正アクセスやコンピュータウイルスによる攻撃、サイバー攻撃、役職員等及び委託先の人為的ミス、システム障害の発生、災害等の不測の事態等により顧客情報や社内機密情報が外部へ漏洩してしまった場合には、お客さまからの信用が失墜するばかりでなく、中長期的にわたり当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) レピュテーションリスク

当社グループは、経営管理の徹底を図るとともに、適時適切な情報開示による広報・IR活動等の積極的な取り組みを通じて、お客さま満足度や利便性の向上、事実と異なる風説・風評の流布の発生防止に努めております。しかしながら、マスコミ報道やインターネット等を通じ、当社グループや金融業界等に対する事実と異なった風説や風評が拡散した場合には、短期的には当社グループのイメージや株価、業務運営、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟リスク

当社グループは、法令等遵守の徹底を図るとともに、各種業務の適法性確保のためリーガルチェックを徹底することにより、訴訟の顕在化を防止しております。今後の業務運営の過程で訴訟を提起され、補償等を余儀なくされた場合、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 決済リスク

当社グループは、多くの金融機関と取引を行っております。取引にあたっては一定の基準を設定しており、リスク顕在化の可能性は低いものと認識しておりますが、金融システム不安が発生した場合や大規模なシステム障害が発生した場合には、金融市場における流動性が低下する等、資金決済が困難となる可能性があります。

6. 法令違反等に関するリスク

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つととらえ態勢の整備やホットライン（内部通報制度）の周知、役職員に対するコンプライアンス意識向上に努めております。直ちにリスクが顕在化する可能性は低いものと思われませんが、法令等に違反するような事態が生じた場合には、罰則や行政処分等を受け、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 退職給付債務に関するリスク

当社グループは、割引率や年金資産の期待運用収益率等について、一定の条件の下で、従業員退職給付債務及び退職給付費用を算出しておりますが、予測不能な不確実性が含まれております。年金資産の時価下落や運用利回りの低下、退職給付債務を計算する前提となる割引率等、算出の前提条件に変更があった場合は、退職給付費用が増加し、中長期的にわたり当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当社グループは、現時点で想定されるさまざまな予測・仮定を元に将来の課税所得を合理的に見積り繰延税金資産を計上しておりますが、予測不能な不確実性が含まれているため、実際の課税所得が見積額と異なり一部または全部の回収が困難であると判断した場合や、算出基準が変更された場合には、繰延税金資産が減額され、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

9. 自己資本比率に関するリスク

当社グループは、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第20号）に定められた国内基準（現時点で4%）以上、また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第19号）に定められた国内基準（現時点では4%）以上に維持することが求められておりますが、当社グループの自己資本比率がこの最低所要基準を下回った場合には、監督当局から業務の全部若しくは一部の停止など行政処分を受ける可能性があります。

当社グループの自己資本比率に影響を及ぼす主な要因として、以下のものがあります。

- ・ 債務者の信用力悪化及び不良債権処理の増加に伴う与信関係費用の大幅増加
- ・ 景気動向や金利変動に伴う保有有価証券の大幅下落
- ・ 繰延税金資産について将来の課税所得の見積額と実際の課税所得との相違等に伴う繰延税金資産の大幅減額
- ・ 自己資本比率基準や算定方法の変更

・本項記載のその他の不利益な展開

なお、当社グループは、今後とも収益力の強化と安定化を進めることにより更に自己資本の拡充を図ってまいります。

10. 固定資産減損に係るリスク

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲または方法の変更、収益性の低下等不確実性が含まれており、前提条件等の予測不能な変化などにより固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 普通株式の希薄化リスク

当社は、2016年4月1日付で、第二種優先株式400億円を発行しております。第二種優先株主は、2021年4月1日から2031年3月31日までの間、当社に対し普通株式の交付と引換えに第二種優先株式を取得することを請求することができます。また、当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第二種優先株式がある場合、そのすべてを取得請求期間の末日の翌日に取得し、それと引換えに第二種優先株主に対し普通株式を交付いたします。

また、2016年6月24日付で、第三者割当により第1回第一種優先株式150億円を発行しております。第1回第一種優先株主は、2023年6月1日から2031年3月31日までの間、当社に対し普通株式と引換えに第1回第一種優先株式を取得することを請求することができます。当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第1回第一種優先株式がある場合、そのすべてを取得請求期間の末日の翌日に取得し、それと引換えに第1回第一種優先株主に対し普通株式を交付いたします。

こうした場合、普通株式の株式数が増加し、1株当たりの価値が低下する場合があります。

12. 業務範囲拡大によるリスク

当社グループは、法令等に則ったうえで、伝統的な銀行業務以外の新規業務にも業務範囲を拡大しております。グループ会社間の連携により、顧客基盤の拡大やソリューション提供力の強化等による連結収益の拡大に取り組むとともに、経費削減等を通じた効率性の向上に努めています。しかしながら、新規業務を取扱うことにより、当社グループは新しく複雑なリスクにさらされることになり、中長期にわたり業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。当社グループは新規業務に関するリスクについては全く経験がないか、または、限定的な経験しかない場合があります。

13. 期待した統合効果を発揮できないことに関するリスク

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を中心とした160以上の店舗網や、きらぼし銀行の強み・ノウハウの活用、地方公共団体や地域の商工会議所等の経済団体との更なる連携強化を通じて、高度な金融サービスの提供に努め、お客さま満足度や競争力を向上させるとともに経営の効率化を進めております。

しかしながら、当初期待した統合効果を中長期にわたり十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

統合効果の進展を妨げる主な要因として以下のものが考えられますが、これらに限定されるものではありません。

- ・当社グループ内における業務面での協調体制の強化や経営資源の相互活用が奏功せず、シナジー効果を十分に発揮できない場合
- ・経営インフラの整備・システム統合・グループ再編等により、想定外の追加費用が発生する場合

14. 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、その収入の大部分を当社が直接保有している銀行子会社から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。リスクの顕在化は低いものと認識しておりますが、一定の条件下では、さまざまな規制上の制限等により、当社の銀行子会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主に対し配当を支払えなくなる可能性があります。

15. 主要な業務の前提に関するリスク

当社の子会社であるきらぼし銀行は、監督官庁の許認可を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消し等を命ぜられることがあります。現時点において、きらぼし銀行はこれらの事由に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来、何らかの事由により前述の業務の停止や免許の取消し等の要件に該当した場合には、銀行子会社の主要な事業活動に支障をきたすとともに、中長期にわたり当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

16. 格付低下によるリスク

当社グループは、外部格付機関より格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、当社グループの資金・資本調達に影響を及ぼす可能性があります。

17. 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を主要営業エリアとし、地域の中小企業と個人のお客さまを中心に金融サービスを提供し、地域経済の持続的な成長に努めております。当社グループの主な営業エリアである東京圏の中小企業の景況は、新型コロナウイルス感染症の他、さまざまな環境変化により事業活動の停滞や個人消費の低迷等、先行きは極めて不透明な状態が続くと想定されます。依然として予断を許さない状況にあり、中長期的にわたり地域経済が悪化した場合は業容の拡大が図れないなど地域経済の動向が当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

18. 自然災害、感染症拡大等に伴う業務継続に関するリスク

当社グループでは、自然災害・感染症等対応規程及び体制の整備等により業務継続に向けた対応力の強化に努めております。また、安否確認システムの導入や施設・システム等が継続して安定的に使用できるように建物・設備等の機能を整備するとともに、経年状況の把握と適切な維持管理、防災訓練などの対策を講じ、各種災害・事故・感染症等に備えています。しかしながら、地震、大雨、洪水などの自然災害・異常気象や、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の世界的な大流行、停電等の社会インフラ障害、大規模事故、犯罪等の不測の事態が発生した場合、中長期にわたり当社グループの業務運営や業務継続に影響を及ぼす可能性があります。特に感染症等の影響が拡大した場合、子会社であるきらぼし銀行頭取を本部長とする緊急対策本部を設置し、感染予防として、店舗内等の密閉・密集・密接（三密）防止に向けた対策や営業時間の変更、働き方の多様化・柔軟化、出勤態勢の見直し等により同一業務従事者の同時感染リスクを軽減する対応等に努めてまいります。しかしながら、職員や家族等の感染者の増加等により全店の開店が困難な事態が生じた場合、その都度、必要な対応を図るものの、業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

19. マネー・ローndリング及びテロ資金供与防止に係るリスク

当社グループは、マネー・ローndリング等の防止を経営の最重要課題の一つと捉え、不断の検証と高度化に努めるとともに、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立することを基本方針としております。子会社であるきらぼし銀行のリスク管理部コンプライアンス室内に「AML/CFTグループ」を設置し、外部有識者の知見も活用のうえ対策の強化に努めております。しかしながら、不正送金等を未然に防止することができなかった場合は、当社グループの信用や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

20. 人材確保・育成に関するリスク

当社グループは多様な人材こそが競争力の源泉であると認識し、その育成・確保を行っております。その一環として、組織風土の変革や価値創造を推進する人材の育成・強化に取り組んでいます。しかしながら、当社グループに対する社会的イメージが低下した場合、優秀な人材の確保・育成等が重要な課題となります。事業活動に必要な高い専門性を持った人材の確保等を十分に行うことができなかった場合、競争優位性のある組織能力が実現せず、将来の業務運営が困難となり、中長期的にわたり当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

21. 環境問題への取組みに係るリスク

環境問題に対する取組みは近年ますます重要となっております。気候変動問題などの環境・社会課題の顕在化に伴い、持続可能な社会の構築に一層配慮することが期待されています。環境への負荷低減のため、温室効果ガス排出量削減や水資源の効率的利用、フィンテックを活用した金融取引による省資源・省エネルギー化、業務の効率化・生産性向上による環境負荷軽減、「企業の森・きらぼしの森」等を通じて森林管理に取り組み生物多様性を含めた環境保全・保護に向けた社会貢献活動など、様々な課題に取り組んでおり、より適切に対応できる体制整備に努めております。しかしながら、環境関連の規制強化やステークホルダーからの評価、消費者意識の高まりなどにより企業の環境問題への取組み姿勢によっては、レピュテーション低下につながり、地域社会との関係悪化や投資対象からの除外等当社グループに大きな影響を及ぼす可能性があります。

22. システム統合リスク

当社グループの銀行子会社は2020年5月6日にシステム統合を実施しました。システムが安定稼動するまでに重大なシステム障害が発生した場合には、当社グループの業績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

23. その他

当社グループが業務を行ううえで適用される法律及び規則、政策、実務慣行、会計制度、税制等が変更された場合には、法規制や法改正への対応には新たな対応コストが発生することに加え、事業活動が制限を受けることも想

定され、当社グループの業務運営や業績等に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、適宜外部の専門家等を活用しながら法務部門がサポートすることで法を遵守するとともに、法改正等に関する動向を経営層へ発信・周知することにより、法改正等への対応を推進・強化しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

この「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」は、当社グループの経営成績等（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況）に重要な影響を与えた事象や要因を経営者の視点から分析・検討したものです。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

・経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

（財政状態及び経営成績の状況）

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が持続しましたが、年度後半における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う世界的なサプライチェーンの崩壊やインバウンド需要の落ち込み等により大きな影響を受けはじめています。こうしたことを背景に、製造業の生産活動が停滞したほか、外出自粛などにより、飲食業をはじめ、観光産業や小売業、サービス業を中心に影響が拡大し、企業の資金繰りが社会的問題として深刻化しました。また、個人消費は消費税増税後の減少から徐々に回復していましたが、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況のもと、雇用・所得への不安から大幅な下振れが懸念されています。

当社グループの主な営業エリアである東京圏の中小企業の景況は、新型コロナウイルス感染症の影響による第32回オリンピック競技大会（2020/東京）等大規模イベントの延期のほか、外出自粛などによる小売店や飲食店の休業、また、これに伴う不動産業をはじめ他の業種への影響等により、景気が大幅に後退するものと予想され、先行きは極めて不透明な状態が続くと想定されます。

こうした経済環境の下、当社グループでは、2020年度を最終年度として策定した中期経営計画「スタートアップきらぼし」の主要施策として、「コンサルティング機能の充実」、「対話により選ばれ、信頼される人材の育成」、「お客さまとの接点強化を図るための業務改革」の3つを推進しております。また、「対話」を起点としたビジネスモデルの構築によりお客さまから「ファーストコール」をいただける金融グループを目指して、さまざまな取組みを展開しております。

（中期経営計画の進捗）

中期経営計画の主要施策の1つ目の「コンサルティング機能の充実」では、営業体制の強化に取り組んでまいりました。2019年1月に専門的で高度な金融サービス機能の提案を強化するためS F部を新設し、4月に医療福祉分野の専門部署を統合するなど機能強化を図り、本業支援等を通じて多角的にサポートできる体制を構築しております。また、10月に法人新規開拓チームを設置し、お客さまの多様なニーズに機動的にお応えする取組みを強化しました。

営業拠点につきましては、お客さまの利便性に配慮しつつ、2018年5月1日に株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」といいます。）、株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」といいます。）、株式会社新銀行東京（以下、「新銀行東京」といいます。）の3行が合併したことによる統合効果を最大限発揮すべく集約を進めておりますが、2019年4月に開設した「川崎法人営業オフィス」のような、地域特性やお客さまのニーズに合致する形態での新規拠点の開設も引き続き検討してまいります。こうした取組みにより、お客さまとの「対話」を通じて課題解決に向けた提案を行い、お客さまから「ファーストコール」をいただき、結果としてお客さまとの共通価値を創造することができる営業体制を一層進化させてまいります。

また、東京圏の中小企業のお客さまにとって、海外、特にアジア地域でのビジネス展開が重要性を増しており、海外サポートの強化にも取り組んでまいりました。具体的には、海外現地ファンドへの出資によりお客さまの海外パイアアウトやアライアンスのニーズにお応えするほか、ビジネスに有用な情報収集を図るべく、2019年7月にシンガポールの現地ファンドへの出資や人材派遣を実施しました。さらに、同月には東南アジアに122拠点（2019年12月時点）を有する韓国の新韓金融グループの日本現地法人である株式会社S B J銀行との業務提携を開始し、9月に株式会社エイチ・アイ・エスとのビジネスマッチング契約を締結しました。このほか、中国上海のコンサルティング子会社に加え、10月に、ベトナム・ホーチミン市に現地法人を開設するなど体制を強化しております。

外部機関との連携についても、さらなる強化を図ってまいりました。中小企業の皆さまのサポートを通じて地域社会の持続的な発展に寄与することを目的に、2019年8月に神奈川県相模原市と「包括連携に関する協定」、10月に東京都稲城市と「中小企業等支援に関する包括協定」を締結しました。また、地域の中小企業へのICTコンサルティングサービスの提供を図るべく、9月にfreee株式会社との業務提携も行いました。

また、2019年11月に東京都が中心となって開催された「産業交流展2019」に出展し、「創業といえば『きらぼし銀行』」をテーマとする中で、当社グループが創業のお手伝いや創業期からサポートしている女性経営者が活躍する企業10社の展示コーナーも設置しました。

このほか、信託兼営銀行であるきらぼし銀行では、高齢者を狙った特殊詐欺被害等が社会問題となっていることを踏まえ、2020年1月より個人向け商品として新しい信託商品「長生きサポート信託『まもりぼし』」の取扱いを開始いたしました。加えて、2020年6月より社会貢献意識の高い企業向けの新たな資金調達手段として「きらぼしSDGs私募債」の取扱いを開始しております。

これらの結果として、中期経営計画の目標計数としている「ファーストコール先（本業支援の提案を行った先数及びライフプランの支援にかかる提案を行った先数）」につきましては、年間目標を大きく上回る実績となりました。

2つ目の「対話により選ばれ、信頼される人材の育成」では、お客さまの悩みや課題に寄り添い、その悩みや課題を解決できる人材として、「きらぼしびと」（お客さまから信頼され、お客さまの立場に立って“考動”でき、その結果として成功を体験できる人材）の育成に努めてまいりました。

具体的には、OJTを通じた金融や業務の基礎能力の教育や各種の研修プログラム、自ら進んで変革に挑戦する人材育成のためのプロジェクトに加え、行政機関、経済団体、海外の銀行等さまざまな外部機関への派遣も行っております。また、2019年4月に生活環境を安定させながら競技生活に集中したいと考えるトップアスリート2名を採用したほか、外国人の採用を進めるなど、多様な人材の育成・活用にも努めております。

さらに、人事改革の一環としてキャリアデザインを支援するために1on1ミーティングや360度評価等を試行しております。

3つ目の「お客さまとの接点強化を図るための業務改革」では、職員がお客さまや地域との「対話」を通じて課題解決に取り組む時間を創出するための業務改革を実施してまいりました。「業務改革を通じた仕事価値改革プロジェクト」に基づき、店頭・営業事務の効率化や帳票類の簡素化に取り組み、一部営業店での帳票類のペーパーレス化に向けた試行など生産性向上に伴うお客さまの利便性向上に資する取組みを開始いたしました。

また、働き方改革については中期経営計画で掲げた3つの主要施策とともに重要課題と位置づけ、「生産性向上による長時間労働の削減」、「モチベーションの向上」、「ワーク・ライフ・バランス」の実現を主軸に取り組んでおります。具体的には、仕事と家庭の両立や働くことに希望を持ち、意欲を持って働けるように、女性職員のための情報交換会「Woman's Inclusion」や、女性の社外取締役、他社との交流会などを通じ、悩みの共有、仕事への向き合い方について対話を実施しております。また、テレワークや時差勤務、フレックスタイム制の試行開始など時間や場所に捉われない柔軟な働き方の実現に向けて取り組んでおります。

さらに、青山オフィス（青山本店）1階スペースの有効活用の一環として、創業者・起業家等向けに「コワーキングスペース」の開設を予定しています。

このほか、統合効果を早期に最大化するため、2020年3月に本部拠点のひとつである新宿オフィスビルを売却しております。本売却に合わせ、業務効率化をさらに推進するためのモバイル端末・スマートフォンの整備やグループウェアの構築、フリーアドレス化、ペーパーレス化への取組みに向けた戦略的投資を実施しました。この結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、テレワーク等により業務継続に向けた対応力の強化を図ることができました。

（新型コロナウイルス感染症への対策）

経済情勢の面では、2020年に入り、新型コロナウイルスの感染が拡大し、人とモノ、サービスの動きが停滞する等、事業・生活環境は厳しさを増しております。

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。

経済情勢が悪化する中で、金融機能のより一層の発揮が求められており、お客さまや職員の健康・安全に最大限配慮し、外出自粛への対応を踏まえつつ、同一業務従事者の同時感染リスクを軽減していくことで、業務継続できる態勢を構築しています。

特に、中小企業の資金繰りや業況の急激な悪化に対する支援体制を強化し、2020年2月に緊急融資制度を創設するなど積極的な対応を図ってまいりました。

（基幹系システムの統合）

また、2020年5月6日には、合併後も併用していた2つの基幹系システムを統合いたしました。この過程において、商品・サービスの変更やATM等のサービスを一時休止するなど、お客さまにはご不便をおかけしましたが、皆さまのご理解とご協力を賜り、システム統合を完了することができ、きらぼし銀行のすべての店舗で共通したサービスをご利用いただけるようになりました。今後は、利便性の高い商品・サービスをより迅速にご提供することが可能となり、皆さまのニーズに幅広くお応えしてまいります。

当社グループは、統合効果を最大限に発揮し、東京圏の地域金融の担い手として一層真価を発揮すべく、「金融にも強い総合サービス業」を目指し、お客さま本位の業務運営をさらに発展させてまいります。

このような各施策のもと、当連結会計年度の連結経常収益は、当社がグループ全体の経営資源配分の最適化やグループ間のシナジーの最大化を目的として持分法適用関連会社を100%子会社化したことに伴う子会社収益の連結決算への計上や、債券売却によりその他業務収益が増加したこと等を主な要因として、前連結会計年度比152億円増加し940億円となりました。一方、連結経常費用は、当該連結子会社の費用の連結決算への計上のほか、取引先の不適切な会計処理によるデフォルトの発生や、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した追加的引当に伴う与信費用の増加等を主な要因として、前連結会計年度比163億円増加し916億円となり、その結果、連結経常利益は、前連結会計年度比11億円減少し23億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、新宿オフィスの売却等合併・統合効果の具現化もあり、前連結会計年度比27億円増加し76億円となりました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は、以下のとおりとなりました。

なお、当連結会計年度より、東京きらぼしリース株式会社を連結子会社化したことに伴い、報告セグメントの見直しを行っております。前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

〔銀行業〕

経常収益は前連結会計年度比44億円増加の844億円、セグメント利益（経常利益）は前連結会計年度比3億円増加の57億円となりました。

〔リース業〕

経常収益は119億円、セグメント利益（経常利益）は0.2億円となりました。なお、当連結会計年度より、東京きらぼしリース株式会社を連結子会社化したことに伴い、報告セグメントの見直しを行なったため、前連結会計年度比は記載していません。

〔その他〕

報告セグメントに含まれない「その他」の経常収益は前連結会計年度比36億円増加の108億円、セグメント利益（経常利益）は前連結会計年度比35億円増加の58億円となりました。

（キャッシュ・フローの状況）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及びコールマネーの純増による収入等を主に254億円の収入となり、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出が発生する一方、有価証券の売却及び償還による収入等により1,182億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは劣後特約付借入金の返済による支出及び、配当金の支払いによる支出等により72億円の支出となりました。この結果、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比1,363億円増加し5,382億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内が597億円、海外が0百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で546億円となりました。

信託報酬は、国内が156百万円、内部取引による相殺消去後の合計で156百万円となりました。

役務取引等収支は、国内が148億円、海外が56百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で138億円となりました。

その他業務収支は、国内が69億円、海外が0百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で51億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	57,186	0	2,211	54,975
	当連結会計年度	59,717	0	5,109	54,608
うち資金運用収益	前連結会計年度	60,723	0	2,226	58,497
	当連結会計年度	62,244	0	5,255	56,989
うち資金調達費用	前連結会計年度	3,536	-	14	3,522
	当連結会計年度	2,526	-	145	2,381
信託報酬	前連結会計年度	107	-	-	107
	当連結会計年度	156	-	-	156
役務取引等収支	前連結会計年度	14,262	58	1,021	13,299
	当連結会計年度	14,870	56	1,091	13,835
うち役務取引等収益	前連結会計年度	18,408	58	1,881	16,585
	当連結会計年度	18,738	56	1,913	16,880
うち役務取引等費用	前連結会計年度	4,145	-	859	3,286
	当連結会計年度	3,867	-	822	3,045
その他業務収支	前連結会計年度	1,498	0	1,826	328
	当連結会計年度	6,987	0	1,845	5,141
うちその他業務収益	前連結会計年度	3,408	0	2,536	872
	当連結会計年度	9,176	0	2,413	6,762
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,910	-	709	1,200
	当連結会計年度	2,189	-	567	1,621

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定におきましては、平均残高は5兆1,370億円、資金運用収益は569億円、資金運用利回りは1.10%となりました。このうち、国内の平均残高は5兆3,595億円、資金運用収益は622億円、資金運用利回りは1.16%となりました。また、海外の平均残高は72百万円、資金運用収益は0百万円、資金運用利回りは0.66%となりました。

また、当連結会計年度の資金調達勘定におきましては、平均残高は5兆1,232億円、資金調達費用は23億円、資金調達利回りは0.04%となりました。このうち、国内の平均残高は5兆1,474億円、資金調達費用は25億円、資金調達利回りは0.04%となりました。また、海外の資金調達はありませんでした。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	5,194,087	60,723	1.16
	当連結会計年度	5,359,583	62,244	1.16
うち貸出金	前連結会計年度	3,470,288	43,092	1.24
	当連結会計年度	3,696,976	43,854	1.18
うち商品有価証券	前連結会計年度	850	3	0.43
	当連結会計年度	1,011	4	0.42
うち有価証券	前連結会計年度	1,339,709	16,326	1.21
	当連結会計年度	1,248,131	17,143	1.37
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	9,957	37	0.37
	当連結会計年度	4,780	38	0.79
うち預け金	前連結会計年度	294,665	302	0.10
	当連結会計年度	317,436	300	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	4,984,147	3,536	0.07
	当連結会計年度	5,147,463	2,526	0.04
うち預金	前連結会計年度	4,349,190	1,195	0.02
	当連結会計年度	4,579,152	1,096	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	27,345	2	0.01
	当連結会計年度	16,633	2	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	169,001	818	0.48
	当連結会計年度	151,845	606	0.39
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	376,929	1,340	0.35
	当連結会計年度	349,417	584	0.16
うち借入金	前連結会計年度	59,391	98	0.16
	当連結会計年度	46,415	122	0.26

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内(連結)子会社及び海外に営業拠点を有しない海外(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 資金運用勘定は無利息預金の平均残高を控除して表示しております。

3. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない(連結)子会社の取引であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	56	0	1.01
	当連結会計年度	72	0	0.66
うち貸出金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	56	0	1.01
	当連結会計年度	72	0	0.66
資金調達勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外に営業拠点を有する海外(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

3. 「海外」は海外に営業拠点を有する(連結)子会社の取引であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	5,194,143	217,735	4,976,408	60,723	2,226	58,497	1.17
	当連結会計年度	5,359,655	222,598	5,137,056	62,245	5,255	56,989	1.10
うち貸出金	前連結会計年度	3,470,288	648	3,469,639	43,092	13	43,079	1.24
	当連結会計年度	3,696,976	6,196	3,690,780	43,854	46	43,808	1.18
うち商品有価証券	前連結会計年度	850	-	850	3	-	3	0.43
	当連結会計年度	1,011	-	1,011	4	-	4	0.42
うち有価証券	前連結会計年度	1,339,709	196,336	1,143,372	16,326	2,208	14,117	1.23
	当連結会計年度	1,248,131	197,248	1,050,882	17,143	5,207	11,936	1.13
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	9,957	2,500	7,457	37	0	36	0.48
	当連結会計年度	4,780	-	4,780	38	-	38	0.79
うち預け金	前連結会計年度	294,722	18,249	276,472	303	3	300	0.10
	当連結会計年度	317,508	17,999	299,509	301	2	299	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	4,984,147	20,375	4,963,771	3,536	14	3,522	0.07
	当連結会計年度	5,147,463	24,196	5,123,267	2,526	145	2,381	0.04
うち預金	前連結会計年度	4,349,190	14,839	4,334,351	1,195	3	1,192	0.02
	当連結会計年度	4,579,152	14,589	4,564,562	1,096	1	1,094	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	27,345	2,387	24,958	2	0	2	0.00
	当連結会計年度	16,633	3,410	13,223	2	0	1	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	169,001	2,500	166,501	818	0	817	0.49
	当連結会計年度	151,845	-	151,845	606	-	606	0.39
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	376,929	-	376,929	1,340	-	1,340	0.35
	当連結会計年度	349,417	-	349,417	584	-	584	0.16
うち借入金	前連結会計年度	59,391	648	58,742	98	10	88	0.15
	当連結会計年度	46,415	6,196	40,219	122	46	76	0.18

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 平均残高の相殺消去額は、親子会社間の債権・債務の相殺消去額を記載しております。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。

3. 利息の相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内が187億円、海外が56百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で168億円となりました。

役務取引等費用は、国内が38億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で30億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	18,408	58	1,881	16,585
	当連結会計年度	18,738	56	1,913	16,880
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,825	-	-	1,825
	当連結会計年度	1,806	-	-	1,806
うち為替業務	前連結会計年度	3,863	-	0	3,863
	当連結会計年度	3,769	-	0	3,769
うち証券関連業務	前連結会計年度	3,391	-	-	3,391
	当連結会計年度	3,256	-	-	3,256
うち代理業務	前連結会計年度	2,745	-	-	2,745
	当連結会計年度	2,093	-	-	2,093
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	389	-	-	389
	当連結会計年度	367	-	-	367
うち保証業務	前連結会計年度	2,116	-	827	1,289
	当連結会計年度	2,016	-	788	1,227
役務取引等費用	前連結会計年度	4,145	-	859	3,286
	当連結会計年度	3,867	-	822	3,045
うち為替業務	前連結会計年度	910	-	-	910
	当連結会計年度	901	-	-	901

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する(連結)子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(4) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	4,539,073	-	11,983	4,527,089
	当連結会計年度	4,649,594	-	18,406	4,631,187
うち流動性預金	前連結会計年度	2,636,412	-	4,954	2,631,458
	当連結会計年度	2,757,766	-	10,876	2,746,889
うち定期性預金	前連結会計年度	1,843,277	-	7,029	1,836,248
	当連結会計年度	1,825,130	-	7,529	1,817,600
うちその他	前連結会計年度	59,382	-	-	59,382
	当連結会計年度	66,697	-	-	66,697
譲渡性預金	前連結会計年度	19,510	-	3,410	16,100
	当連結会計年度	10,710	-	3,410	7,300
総合計	前連結会計年度	4,558,583	-	15,393	4,543,189
	当連結会計年度	4,660,304	-	21,816	4,638,487

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 預金の区分は、次のとおりであります。

a. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

b. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	3,696,398	100.00	3,760,834	100.00
製造業	325,792	8.81	329,560	8.76
農業,林業	1,025	0.02	1,038	0.02
漁業	280	0.00	258	0.00
鉱業,採石業,砂利採取業	1,330	0.03	1,316	0.03
建設業	195,117	5.27	196,425	5.22
電気・ガス・熱供給・水道業	10,599	0.28	11,852	0.31
情報通信業	79,633	2.15	83,447	2.21
運輸業,郵便業	94,343	2.55	89,730	2.38
卸売業,小売業	440,118	11.90	442,423	11.76
金融業,保険業	205,255	5.55	183,526	4.87
不動産業	865,625	23.41	950,071	25.26
不動産取引業 (注) 2	378,517	10.24	416,386	11.07
不動産賃貸業等 (注) 2	487,106	13.17	533,684	14.19
物品賃貸業	90,920	2.45	82,150	2.18
学術研究,専門・技術サービス業	55,043	1.48	64,366	1.71
宿泊業	17,352	0.46	16,016	0.42
飲食業	37,494	1.01	41,454	1.10
生活関連サービス業,娯楽業	52,441	1.41	51,375	1.36
教育,学習支援業	17,586	0.47	25,957	0.69
医療・福祉	111,955	3.02	119,907	3.18
その他サービス	87,409	2.36	89,763	2.38
地方公共団体	153,262	4.14	142,327	3.78
その他	853,799	23.09	837,850	22.27
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府系	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	3,696,398		3,760,834	

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	329,114	-	-	329,114
	当連結会計年度	253,887	-	-	253,887
地方債	前連結会計年度	62,986	-	-	62,986
	当連結会計年度	53,989	-	-	53,989
社債	前連結会計年度	404,342	-	-	404,342
	当連結会計年度	370,044	-	-	370,044
株式	前連結会計年度	225,385	-	196,515	28,870
	当連結会計年度	224,865	-	199,048	25,817
その他の証券	前連結会計年度	269,769	-	23	269,745
	当連結会計年度	244,353	-	50	244,303
合計	前連結会計年度	1,291,598	-	196,539	1,095,059
	当連結会計年度	1,147,140	-	199,098	948,042

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する(連結)子会社の取引であります。

2. 相殺消去額には、資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第20号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を、それぞれ採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.65
2. 連結における自己資本の額	2,852
3. リスク・アセットの額	32,944
4. 連結総所要自己資本額	1,317

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、株式会社きらぼし銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社きらぼし銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	181	204
危険債権	651	631
要管理債権	47	60
正常債権	36,857	37,586

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結子会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社きらぼし銀行1社であります。

信託財産の運用 / 受入状況 (信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	2,483	9.17	2,476	5.56
金銭債権	17,076	63.13	26,718	60.02
有形固定資産	6,597	24.38	14,480	32.53
その他債権	-	-	0	0.00
銀行勘定貸	245	0.90	-	-
現金預け金	646	2.38	833	1.87
合計	27,048	100.00	44,510	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
特定金銭信託	2,535	9.37	2,535	5.69
金銭債権の信託	17,655	65.27	26,870	60.36
包括信託	6,857	25.35	15,104	33.93
合計	27,048	100.00	44,510	100.00

貸出金残高の状況（業種別貸出状況）

業種別	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-
不動産取引業 (注)	-	-	-	-
不動産賃貸業等 (注)	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-
その他サービス	2,483	100.00	2,476	100.00
地方公共団体	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	2,483		2,476	

(注) 不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況
該当事項はありません。

(経営成績に重要な影響を与える要因)

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を主たる営業エリアとし、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念のもと、中小企業金融等の推進に努め、地域社会の発展に貢献する活動を心掛けております。当社グループの営業エリアである東京圏においては他金融機関の積極的な業務展開もあり、競争は今後もさらに激化していくことが予想され、マイナス金利政策の継続による昨今の極めて低位での市場金利の状況が利鞘の縮小に繋がり、業績に影響を与えるものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により円滑な資金供給に努めており、2019年度(2020年3月期)に新型コロナウイルス感染症を起因とした業況悪化先に対する予防的引当を22億円計上しておりますが、今後の動向や収束時期について見通すことは難しく、お取引先の事業活動への影響度合いを想定することは困難であります。

このほか、新設部署を設置するなど予兆管理体制の強化に努めておりますが、経済情勢が悪化する中で、今後、取引先の業況悪化や破綻、取引先企業の不適切な会計処理によるデフォルト発生等により不良債権や与信関係費用が増加する恐れがあります。

引続き、資産の健全性向上を図るとともに、貸出中心のビジネスモデルに加え、コンサルティングを重視したビジネスモデルによる収益力の強化に努め、併せて、業務・事務の合理化及び経費の削減といった施策の実現により、経営体質の一層の強化を図ってまいります。

(資本の財源及び資金の流動性)

次連結会計年度において計画している重要な設備の新設及び資金調達方法は、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)新設、改修」に記載のとおりであります。

また、当社グループは、銀行業務を中心にリース業務やコンサルティングサービスなどの事業を行っており、現在及び将来の事業活動のために適切な水準の流動性を維持することが重要だと認識しており、その管理の枠組みを定め運営を行っております。銀行法・保険業法などの各種法令及び金融庁、その他関係規制当局の定める各種規制を遵守することに加え、これらに準拠した社内規程を策定・運用しながら、支払能力を確保し、資金の流出に備えた十分な流動性資産(現預金等)を保有するように努めております。また、お客さまからの預金を主な源泉とし、営業エリア内の中小企業向けの融資を中心とした貸出と主に市場性のある有価証券投資を行う中で、資金の流出に備え円滑な決済等に必要な水準の流動性を確保しております。

このほか、株主還元は配当を基本とし、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施しております。

(経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容)

《当社グループの業績》

当社グループは、2018年5月から3年間の中期経営計画(スタートアップ きらぼし)をスタートさせ、本中期経営計画では、「東京圏の新型タイプの都市型地銀」の創造、東京圏の発展に当社グループが貢献していく決意、「チャレンジ&スピード」をベースとした起業家精神をコンセプトとしております。お客さま、地域、投資家、職員との「質」の高い接点を持ち、皆さまの満足度向上につながる「対話」を起点としたビジネスモデルの構築により、「金融にも強い総合サービス業」を目指してまいります。

お客さまとの「対話」を通じて課題解決に向けた提案を行い、お客さまからファーストコールをいただけるように努めて行くことで、結果としてお客さまとの共通価値を創造することができる取組みを更に進めてまいります。

なお、当連結会計年度において、グループ経営の強化を図る観点から、リース会社等が完全子会社となったことから、前年度とは連結範囲を変更しております。

[連結粗利益]

当社グループの当連結会計年度の連結粗利益については、資金利益が前連結会計年度比3億円減少しましたが、役員取引等利益が同比5億円の増加や、その他業務利益が同比54億円増加したことから、同比56億円増加し、737億円となりました。

資金利益については、同比3億円減少し、546億円となりました。その主な要因については、中小企業向け融資の強化による貸出金残高(平残)の増加等により貸出金利息が同比7億円増加したことや預金利息や外貨等の資金調達費用が同比11億円減少したものの、有価証券利息配当金が同比21億円減少したためです。

役員取引等利益については、同比5億円増加し、138億円となりました。その主な要因はマーケット環境の低迷やお客さま本位の業務運営を更に進めるべく一部の営業店の収益目標を廃止したこと等により金融商品販売に関する収益が減少したものの、中小企業向けの対話によるコンサルティング営業の実践により法人向け収益が増加したためです。

その他業務利益については、満期保有目的の債券を「その他有価証券」に区分変更しその一部を売却したため、同比54億円増加し、51億円となりました。

[経常利益]

経常利益については、前連結会計年度比11億円減少し、23億円となりました。その主な要因については、上記のとおり連結粗利益が同比56億円増加したほか、経費（除く臨時処理分）が同比17億円減少した一方で、与信関係費用が取引先の不適切な会計処理によるデフォルトの発生や新型コロナウイルス対策つなぎファンド設定に伴う予防的引当等により同比74億円増加したことに加え、株式等関係損益が同比33億円悪化したためです。

[親会社株主に帰属する当期純利益]

親会社株主に帰属する当期純利益については、前連結会計年度比27億円増加し、76億円となりました。その主な要因については、上記のとおり経常利益が同比11億円減少したほか、3行合併に伴う税効果による影響の減少により法人税等が同比21億円増加したものの、新宿オフィスビル譲渡等統合効果の具現化もあり、特別損益を59億円計上したためです。

	2019年度（計画）	2019年度（実績）	計画比
経常利益（連結）	21億円	23億円	+ 2 億円
親会社株主に帰属する 当期純利益（連結）	65億円	76億円	+ 11億円

（ ）2019年9月13日公表 業績予想修正後の計画

損益の概要(東京きらぼしフィナンシャルグループ〔連結〕)

(単位:百万円)

		2019年度 (2020年3月期)		2018年度 (2019年3月期)
			前期比	
連結経常収益	1	94,031	15,254	78,777
連結粗利益	2	73,742	5,689	68,053
(除く国債等債券損益(5勘定戻))	3	(68,812)	(486)	(68,326)
資金利益	4	54,608	367	54,975
信託報酬	5	156	49	107
役務取引等利益	6	13,835	536	13,299
その他業務利益	7	5,141	5,469	328
経費(除く臨時処理分)	8	54,227	1,743	55,970
与信関係費用	9	11,865	7,496	4,369
貸出金償却	10	166	15	151
個別貸倒引当金繰入額	11	7,287	4,099	3,188
その他与信関係費用	12	4,411	3,382	1,029
株式等関係損益	13	1,843	3,310	1,467
持分法による投資損益	14	17	56	39
その他	15	3,476	2,185	5,661
経常利益	16	2,347	1,133	3,480
特別損益	17	5,909	6,020	111
税金等調整前当期純利益	18	8,256	4,888	3,368
法人税等合計	19	597	2,172	1,575
法人税、住民税及び事業税	20	3,861	2,782	1,079
法人税等調整額	21	3,264	609	2,655
当期純利益	22	7,659	2,715	4,944
非支配株主に帰属する当期純利益	23	2	28	30
親会社株主に帰属する当期純利益	24	7,657	2,743	4,914

《きらぼし銀行の業績》

〔業務粗利益〕

当事業年度の業務粗利益については、資金利益が前事業年度比6億円減少しましたが、役務取引等利益が同比4億円の増加や、その他業務利益が同比67億円増加したことから、同比66億円増加し、740億円となりました。

〔経常利益〕

経常利益については、前事業年度比2億円増加し、47億円となりました。その主な要因については、上記のとおり業務粗利益が同比66億円増加したほか、経費(除く臨時処理分)が同比23億円減少した一方で、与信関係費用が取引先の不適切な会計処理によるデフォルトの発生や新型コロナウイルス対策つなぎファンド設定に伴う予防的引当等により同比70億円増加したことに加え、株式等関係損益が同比28億円悪化したためです。

〔当期純利益〕

当期純利益については、前事業年度比29億円増加し、86億円となりました。その主な要因については、3行合併に伴う税効果による影響の減少により法人税等が同比19億円増加したものの、上記のとおり経常利益が同比2億円増加したほか、新宿オフィスビル譲渡等統合効果の具現化もあり、特別損益を45億円計上したためです。

損益の概要（きらぼし銀行）

（単位：百万円）

		2019年度 (2020年3月期)		2018年度 (2019年3月期)
		前期比		
経常収益	1	83,737	4,535	79,202
業務粗利益	2	74,014	6,662	67,352
（除く国債等債券損益(5勘定戻)）〔コア業務粗利益〕	3	(67,791)	(174)	(67,617)
国内業務粗利益	4	70,240	5,002	65,238
（除く国債等債券損益(5勘定戻)）	5	(64,565)	(502)	(65,067)
資金利益	6	54,142	452	54,594
信託報酬	7	156	49	107
役務取引等利益	8	10,778	455	10,323
その他業務利益	9	5,163	4,950	213
国際業務粗利益	10	3,773	1,659	2,114
（除く国債等債券損益(5勘定戻)）	11	(3,225)	(676)	(2,549)
資金利益	12	2,340	153	2,493
（うち外貨調達費用）	13	1,200	868	2,068
役務取引等利益	14	206	21	227
その他業務利益	15	1,226	1,832	606
経費（除く臨時処理分）	16	52,240	2,361	54,601
人件費	17	26,127	1,049	27,176
物件費	18	21,705	1,676	23,381
税金	19	4,407	364	4,043
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）〔実質業務純益〕	20	21,774	9,023	12,751
（除く国債等債券損益(5勘定戻)）〔コア業務純益〕	21	(15,550)	(2,535)	(13,015)
（コア業務純益（除く投資信託解約損益））	22	(15,540)	(2,393)	(13,147)
一般貸倒引当金繰入額	23	3,865	3,325	540
業務純益	24	17,908	5,698	12,210
（うち国債等債券損益(5勘定戻)）	25	(6,223)	(6,487)	(264)
臨時損益	26	13,152	5,438	7,714
不良債権処理額	27	7,546	3,706	3,840
貸出金償却	28	159	23	136
個別貸倒引当金繰入額	29	6,937	3,782	3,155
債権売却損	30	2	54	52
偶発損失引当金繰入額	31	3	40	43
信用保証協会責任共有制度負担金	32	425	18	443
その他不良債権処理額	33	23	15	8
貸倒引当金戻入益	34	-	-	-
償却債権取立益	35	83	4	79
株式等関係損益	36	1,020	2,871	1,851
株式等売却益	37	1,425	791	2,216
株式等売却損	38	1,383	1,183	200
株式等償却	39	1,062	899	163
その他臨時損益	40	4,669	1,135	5,804
経常利益	41	4,756	260	4,496
特別損益	42	4,511	4,622	111
税引前当期純利益	43	9,268	4,884	4,384
法人税等合計	44	595	1,978	1,383
法人税、住民税及び事業税	45	3,110	2,460	650
法人税等調整額	46	2,514	480	2,034
当期純利益	47	8,672	2,904	5,768
与信関係費用	48	11,411	7,030	4,381

〔連結〕

(単位：百万円)

経常収益	49	90,594	9,577	81,017
経常利益	50	5,771	125	5,646
親会社株主に帰属する当期純利益	51	9,656	3,198	6,458

(注) 2018年度(2019年3月期)のきらぼし銀行の計数については、適正な期間比較を行う観点から、消滅会社である旧東京都民銀行、及び旧新銀行東京の2018年4月の計数を含んでおります。

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは、以下の通りであります。

・貸倒引当金の計上

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

当社グループでは、近時の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経済情勢が悪化する中、金融機能をより一層発揮し、中小企業等の皆様の資金繰り支援に万全を期すため、「新型コロナウイルス対策緊急つなぎファンド」を創設するなど、積極的な対応を図ってまいりました。

一方、このような経済情勢の悪化の影響と貸出金の増加を考慮し、会計上は、上記のとおり、貸倒引当金を追加的に計上いたしました。この追加的引当額については、次の考え方に基づき算出しております。

(考え方)

2020年3月末を基準日として、新型コロナウイルスの影響を受け、資金繰り安定のために借入や返済条件変更の申込のあった債務者を母集団とし、これらの債務者に係る債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を追加引当額としております。

算出された影響額の検証のため、当該母集団に対し、2020年3月末基準日の債務者区分に基づき、過去の急激な景気悪化局面での適用引当率を用いた影響額を別途算出することで、その妥当性を検証しております。

当社としては、上記追加的な引当額について、その水準は十分合理的なものであると考えておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束時期等によっては、貸倒引当金の一段の積み増し等、一層の対応が必要となる可能性があります。

・繰延税金資産の計上

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上しているものです。繰延税金資産の大宗は、銀行業を営む連結子会社である株式会社きらぼし銀行において計上されており、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来課税所得及びタックスプランニングに基づき、回収可能性を十分検討したうえで繰延税金資産を計上しております。

将来課税所得の見積りは、当社グループの中期経営計画「スタートアップ きらぼし」における利益計画を基礎とし、一部の計画については保守的に減額を行った上で、会計監査人との協議を経て、決定しております。見積りにおける重要な仮定は、主に貸出金利息に係る金利水準の見込みと、合併による統合効果の発揮に向けたシステム統合による経費削減効果の見込みであります。

当社の経営者は、繰延税金資産の算定に用いた会計上の見積りは合理的であり、繰延税金資産の回収可能性は十分であるものと判断しております。ただし、将来における予測不能な前提条件の変化等により、課税所得が見積りに及ばないこととなった場合は、繰延税金資産の一部または全部の回収が困難となる可能性があります。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

4【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、2019年6月14日付「当社子会社（きらぼし銀行）の本部オフィスの集約に関するお知らせ」及び2019年9月13日付「通期業績予想の修正および特別利益の計上に関するお知らせ」にて公表したとおり、本部の一段の効率化を図るべく、当社連結子会社のきらぼし銀行が所有する新宿オフィスビルを第4四半期に譲渡（売却）したため特別利益を計上しております。

なお、本物件売却に伴い、当社の本社を新宿オフィスから青山オフィス（現きらぼし銀行本店所在地）へ移転しました。

（譲渡する資産の内容）

所在地および資産の内容	譲渡益	現況
所在地：東京都新宿区新宿五丁目9番2号 土地面積：1,030.24㎡ 建物面積：7,440.75㎡	約54億円	新宿本店営業部および 当社本部部署等が利用

譲渡相手先と当社との間に、資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者間として特記すべき事項はございません。

譲渡益は、原状回復費5億円やその他譲渡にかかる費用等を控除した金額を記載しております。

新宿オフィス譲渡後におきましても、新宿本店営業部・東新宿支店・西大久保支店は引き続き同地にて営業を継続いたします。

（譲渡の日程）

契約締結日：2019年9月13日

物件引渡日：2020年3月31日

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、お客さまの利便性向上及び事務の効率化等を目的として、銀行業を中心に総額3,491百万円の設備投資を行いました。

株式会社きらぼし銀行の設備投資につきましては、店舗の改修及び事務機器やソフトウェア等の投資を行い、その主なものは業務用端末1,000台導入による504百万円、ソフトウェアの投資による171百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当社	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ	本社	東京都 新宿区	その他	事務所	-	-	-	-	-	-	12
国内 連結 子会社	㈱きらぼし銀行	本店 他123か 店	東京都	銀行業	店舗等	29,084.89 (1,065.60)	32,479	11,765	1,966	1,093	47,304	2,244
		横浜支店 他35か 店	神奈川県		店舗	15,076.05 (21.79)	6,331	1,419	220	24	7,995	408
		戸田支店 他2か 店	埼玉県		店舗	581.25	74	127	13	19	233	34
		船橋支店	千葉県 船橋市		店舗	-	-	22	1	8	31	10
		研修セン ター	東京都		研修施設	7,344.57	572	902	14	-	1,487	-
		守谷事務 センター 他1か所	茨城県他		事務 センター	5,387.55	625	939	24	-	1,588	46
		溝の口O S C 他3か所	神奈川県 他		電算 センター	-	-	-	629	-	629	-
		厚生施設 他	東京都他		厚生 施設他	3,504.91	905	1,547	154	8	2,614	14
	きらぼし信用 保証㈱	本社	東京都 千代田区	リース業	事務所	-	-	1	8	14	24	12
	八千代信用保 証㈱	本社	相模原市 中央区		事務所	-	-	6	-	-	6	8
	東京きらぼし リース㈱	本社	東京都 千代田区	その他	事務所	-	-	4	9	-	14	33
	きらぼしシス テム㈱	本社	東京都 千代田区		事務所	-	-	-	1	67	68	71
	㈱きらぼしコ ンサルティン グ	本社	東京都 港区		事務所	-	-	-	6	-	6	3
	きらぼしJ C B㈱	本社	東京都 台東区		事務所	-	-	0	0	12	12	7
	きらぼしキャ ピタル㈱	本社	東京都 港区		事務所	-	-	-	2	-	2	-
きらぼし証券 準備㈱	本社	東京都 港区	事務所		-	-	-	0	-	0	6	
きらぼしサー ビス㈱	本社	東京都 新宿区	事務所		-	-	0	0	-	0	17	
きらぼしビジ ネスサービス ㈱	本社	東京都 北区	事務所		-	-	-	0	3	3	24	
㈱きらぼしク レジットサー ビス	本社	東京都 豊島区	事務所		-	-	-	0	-	0	-	

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
国内 連結 子会社	きらぼしテック(株)	本社	東京都港区	その他	事務所	-	-	-	22	-	22	1
海外 連結 子会社	綺羅商務諮詢(上海)有限公司	本社	中国上海市		事務所	-	-	-	0	-	0	4
	KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	本社	ベトナムホーチミン市		事務所	-	-	-	0	-	0	1

(注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。また、その年間賃借料は建物も含め2,468百万円であります。

2. 動産は、事務機械1,952百万円、その他1,121百万円であります。

3. (株)きらぼし銀行の出張所10ヶ所及び店舗外現金自動設備31ヶ所(京王駅ATM及びセブン銀行との提携による共同ATMは除く)は上記に含めて記載しております。

4. 2020年6月22日付で、きらぼし証券準備株式会社はきらぼしライフデザイン証券株式会社に商号を変更しております。

5. 2020年6月26日付で、当社の所在地は東京都港区南青山三丁目10番43号へ移転しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
(株)きらぼし銀行	下北沢 オフィス	東京都 世田谷区	銀行業	新設	その他 営業所	未定	-	自己資金	2020年6月	2020年11月

(2) 除却及び売却等

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	区分	設備の内容	除却及び売却 等の予定時期	土地		建物	動産	リース 資産	合計
							面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
(株)きらぼし銀行	王子支店	東京都 北区	銀行業	移転	店舗	2020年11月	-	-	13	1	11	25
	代田支店	東京都 世田谷区	銀行業	移転	店舗	2020年11月	-	-	11	8	8	27
	小平支店	東京都 小平市	銀行業	移転	店舗	2020年11月	-	-	20	1	8	29
	小竹向原 出張所	東京都 板橋区	銀行業	移転	店舗	2020年11月	-	-	7	7	8	23
	東久留米 支店	東京都東 久留米市	銀行業	移転	店舗	2020年12月	-	-	31	5	11	48
	戸田支店	埼玉県 戸田市	銀行業	移転	店舗	2020年12月	-	-	19	1	9	30
	神代 出張所	東京都 調布市	銀行業	移転	店舗	2020年12月	-	-	5	1	7	13
	葛西支店	東京都 江戸川区	銀行業	移転	店舗	2020年12月	-	-	41	3	14	58

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第1回第一種優先株式	5,000,000
第2回第一種優先株式	5,000,000
第二種優先株式	2,000,000
計	112,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,650,115	30,650,115	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
第1回第一種優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等 に該当します)	750,000	750,000	-	単元株式数 100株 (注)1、2、3
第二種優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等 に該当します)	2,000,000	2,000,000	-	単元株式数 100株 (注)1、2、4
計	33,400,115	33,400,115		

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 第1回第一種優先株式及び第二種優先株式は、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の市場株価を基準として修正されることがあり、当社の市場株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

修正の基準

・第1回第一種優先株式

2023年6月1日から2031年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。また、下記(注)3.5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記(注)3.5.(8)に準じて調整される。)とします。

・第二種優先株式

2021年4月1日から2031年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。また、下記（注）4.5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記（注）4.5.(8)に準じて調整される。）とします。

修正の頻度

・第1回第一種優先株式

2023年6月1日から2031年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日

・第二種優先株式

2021年4月1日から2031年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日

(3) 取得価額の下限

・第1回第一種優先株式

1,637円（ただし、（注）3.5.(8)による調整を受ける。）

・第二種優先株式

1,370円（ただし、（注）4.5.(8)による調整を受ける。）

(4) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

・第1回第一種優先株式

9,163,103株（2020年6月26日現在における第1回第一種優先株式の発行済株式総数750,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の29.89%）

・第二種優先株式

29,197,080株（2020年6月26日現在における第二種優先株式の発行済株式総数2,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の95.25%）

(5) 第1回第一種優先株式について、当社は、2026年6月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(6) 第二種優先株式について、当社は、2024年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(注) 2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

・第1回第一種優先株式

該当事項はありません。

・第二種優先株式

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

・第1回第一種優先株式

当社と三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）が2016年6月3日付けで締結した業務・資本提携契約により、三井住友信託銀行による第1回第一種優先株式の譲渡が次のとおり制限されております。すなわち、三井住友信託銀行が第1回第一種優先株式を第三者へ譲渡しようとするときは、当社に対して譲渡の承諾を求めなければならず、これに対して、当社が承諾を行った場合、又は、当社が承諾を拒絶し、かつ、当社もしくは当社が指定する者による当該第1回第一種優先株式の取得が行われなかった場合に限り、三井住友信託銀行は当該第三者に対して当該第1回第一種優先株式を譲渡することができます。また、三井住友信託銀行は当社に対して第1回第一種優先株式の買取りを申し入れることができ、当社がかかる申し入れを拒み、かつ、当社が指定する者による当該第1回第一種優先株式の買取りが行われなかった場合には、それ以降、三井住友信託銀行は当該第1回第一種優先株式を自由に譲渡することができます。

・第二種優先株式

第二種優先株式を譲渡により取得することについては当社の取締役会の承認を要する旨の定めがありません。

(注) 3. 第1回第一種優先株式の内容は、以下のとおりです。

1. 第1回第一種優先配当金

(1) 第1回第一種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下、「第1回第一種優先株主」という。）または第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下に定める配当年率を乗じて算出した金銭（ただし、払込期日の属する事業年度に係る配当については、当該金銭に、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して算出される数を乗じて算出される額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。））による剰余金の配当（以下、「第1回第一種優先配当金」という。）を支払う。

配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.1%（ゼロを下回る場合には、ゼロとする。）

ただし、上記の配当年率が5%を超える場合には、配当年率は5%とする。なお、配当年率は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。また、当該事業年度において下記2. に定める第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、第1回第一種優先配当金はその額を控除した額とする。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、払込期日が属する事業年度については2016年4月1日、それ以降に開始する事業年度については毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「第1回第一種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1回第一種優先配当年率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 優先順位

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する第1回第一種優先配当金の支払いと第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

2. 第1回第一種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、各事業年度における第1回第一種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第1回第一種優先中間配当金」という。）を行う。なお、第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する第1回第一種優先中間配当金の支払いと第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

4. 議決権

第1回第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1回第一種優先株主は、()各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、()第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の取締役会決議または株主総会決議がなされるまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第1回第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間(以下、「取得請求期間」という。)中、当会社に対して、自己の有する第1回第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第1回第一種優先株主がかかる取得の請求をした第1回第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第1回第一種優先株主に対して交付する。ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数(以下に定義する。)を超える場合には、引き換えに交付される普通株式数が行使可能株式数を超えない範囲内で最大数の第1回第一種優先株式について取得請求の効力が生じるものとし、その余の第1回第一種優先株式については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日(以下、「取得請求日」という。)における当会社の発行可能株式総数から、取得請求日における当会社の発行済株式総数(当会社の自己株式数を除く。)及び取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数(当会社の自己株式数を除く。)、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得請求期間

取得請求期間は、2023年6月1日から2031年3月31日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第1回第一種優先株式の取得と引換えに、第1回第一種優先株主が取得の請求をした第1回第一種優先株式数に20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1回第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、発行決議日である2016年6月3日(以下、「当初取得価額決定日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)」という。)である2,728円とする。

普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日及び10月1日(以下、「取得価額修正日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」という。)に修正される(以下、「修正後取得価額」という。)。ただし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(6) 上限取得価額

上限取得価額は、当初取得価額とする。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、発行決議日である2016年6月3日（以下、「下限取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）」という。）の60%（円位未満切上げ。また、下記(8)による調整を受ける。）である1,637円とする。

普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）とは、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。

(8) 取得価額の調整

イ．第1回第一種優先株式の発行後、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額及び上限取得価額を含む。以下同じ。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本()、下記()及び()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とし、上限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の上限取得価額を当該調整後の上限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

() 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

ハ．() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

() 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

() 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日の当会社の発行済株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に上記イ．またはロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

() 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．()の場合には、当該払込金額（株式無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ．()及び()の場合には0円、上記イ．()ないし()の場合には価額（ただし、()の場合には修正価額）とする。

ニ．上記イ．()ないし()及び上記ハ．()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式

等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(下記7.(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2026年6月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1回第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記5.に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第1回第一種優先株式の取得と引換えに、第1回第一種優先株式1株につき、20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第1回第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当社は、かかる第1回第一種優先株式を取得すると引換えに、各第1回第一種優先株主に対し、その有する第1回第一種優先株式数に20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(以下、「一斉取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、一斉取得価額算定期間において、上記5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は上記5.(8)に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が上記5.(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、一斉取得価額は上限取得価額とし、上記5.(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割または併合及び株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. その他

(1) 単元株式数

第1回第一種優先株式の単元株式数は100株です。

(2) 議決権の有無及び差異並びに理由

当社は、株主としての権利内容に制限のない株式である普通株式の他に、株主総会における議決権を有さない第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式を定款に定めています。これは、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する代わりに、優先株式には議決権を付さないこととしたものであります。

(3) 種類株主総会の決議

当社は、第1回第一種優先株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

(注) 4. 第二種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

1. 第二種優先配当金

(1) 第二種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下、「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下、「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下、に定める配当率を乗じて算出した金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先配当金」という。）を支払う。

配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.0%

ただし、上記の配当率が5%を超える場合には、配当率は5%とする。また、当該事業年度において第2項に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、第二種優先配当金はその額を控除した額とする。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「第二種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

2. 第二種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき、各事業年度における第二種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を行う。なお、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先中間配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

4. 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第二種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付する。ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数（以下に定義する。）を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日（以下、「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数（当社の自己株式数を除く。）及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数（当社の自己株式数を除く。）、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得請求期間

取得請求期間は、2021年4月1日から2031年3月31日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日（以下、「当初取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）」という。）とする。ただし、普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのな

い日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日及び10月1日(以下、「取得価額修正日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」という。)に修正される(以下、「修正後取得価額」という。)。ただし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、2016年4月1日(以下、「下限取得価額決定日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(下限取得価額決定日)」という。)の50%(円位未満切上げ。また、下記(8)による調整を受ける。)である1,370円とする。

普通株式1株当たり時価(下限取得価額決定日)とは、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額とする。なお、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(8) 取得価額の調整

イ. 第二種優先株式の発行後、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。以下同じ。)を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。))その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(株式無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下本()、下記()及び()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)
- 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- () 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ．() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．()ないし())に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に上記イ．及びロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を

含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(株式無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。

ニ.上記イ.()ないし()及び上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト.取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式での調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2024年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、20,000円(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第二種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得すると引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（以下、「一斉取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、一斉取得価額算定期間において、第5項(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第5項(8)に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が第5項(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割または併合及び株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. 譲渡制限

第二種優先株式を譲渡により取得することについては当社の取締役会の承認を要する。

10. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

12. 議決権の有無及び差異並びに理由

当社は、株主としての権利内容に制限のない株式である普通株式の他に、株主総会における議決権を有さない第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式を定款に定めています。これは、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する代わりに、優先株式には議決権を付さないこととしたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権

2015年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	24個 (注)1	24個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400株 (注)2	2,400株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年8月3日 至 2045年8月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,881円 資本組入額 1,941円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社並びに当社の子会社である株式会社きらぼし銀行の取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (2) 前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった2044年8月3日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(当社が消滅する場合に限る。)
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第2回新株予約権

2016年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	71個 (注)1	71個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,100株 (注)2	7,100株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年8月1日 至 2046年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695円 資本組入額 1,348円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社並びに株式会社きらぼし銀行の取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった2045年8月1日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(当社が消滅する場合に限る。)
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第3回新株予約権

2017年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	100個 (注)1	100個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000株 (注)2	10,000株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2047年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,795円 資本組入額 1,398円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社並びに当社の子会社である株式会社きらぼし銀行の取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった2046年8月1日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(当社が消滅する場合に限る。)
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1回第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第6期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第二種優先株式

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第6期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日 (注)1	普通株式 1,422 第二種優先株式 2,000	普通株式 30,650 第二種優先株式 2,000	-	20,000	43,719	48,719
2016年6月24日 (注)2	第1回第一種 優先株式 750	普通株式 30,650 第1回第一種 優先株式 750 第二種優先株式 2,000	7,500	27,500	7,500	56,219

(注)1. 株式会社新銀行東京との間の株式交換に伴い、普通株式の発行済株式総数1,422千株、第二種優先株式の発行済株式総数2,000千株及び資本準備金43,719百万円増加しております。

2. 有償 第三者割当(第1回第一種優先株式)

発行株式数 750,000株
 発行価格 1株につき20,000円
 資本組入額 1株につき10,000円
 割当先 三井住友信託銀行株式会社

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	45	35	2,077	145	2	8,743	11,048	-
所有株式数(単元)	11,978	114,562	5,710	63,128	43,079	4	60,585	299,046	745,515
所有株式数の割合(%)	4.01	38.31	1.91	21.11	14.41	0.00	20.25	100.00	-

(注) 1. 自己株式189,885株は「個人その他」に1,898単元、「単元未満株式の状況」に85株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式1単元、「単元未満株式の状況」に37株が含まれております。

3. 「金融機関」の欄には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式977単元が含まれております。

第1回第一種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	7,500	-	-	-	-	-	7,500	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第二種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	20,000	-	-	-	-	-	-	20,000	-
所有株式数の割合(%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	3,197	9.62
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,040	9.15
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,261	6.80
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,304	3.92
東京きらぼしフィナンシャル グループ従業員持株会	東京都港区南青山三丁目10番43号	1,003	3.02
株式会社マースグループ ホールディングス	東京都新宿区新宿一丁目10番7号	590	1.77
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	568	1.71
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	541	1.63
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	509	1.53
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	374	1.12
計		13,391	40.32

(注)「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

なお、発行済株式総数から除く自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式(97,700株)は含まれておりません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に 対する所有 議決権数の 割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	22,906	7.70
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	22,611	7.60
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	13,043	4.38
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	11,978	4.03
東京きらぼしフィナンシャル グループ従業員持株会	東京都港区南青山三丁目10番43号	10,033	3.37
株式会社マースグループ ホールディングス	東京都新宿区新宿一丁目10番7号	5,902	1.98
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,681	1.91
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,418	1.82
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	5,096	1.71
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,749	1.26
計		106,417	35.81

(注)「総株主の議決権に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種 優先株式 750,000 第二種 優先株式 2,000,000	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 189,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,714,800 (注1)	297,148 (注2)	-
単元未満株式	普通株式 745,515	-	-
発行済株式総数	33,400,115	-	-
総株主の議決権	-	297,148	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式100株、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式97,700株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数(個)」には、株式会社証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に係る議決権が977個含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
株式会社東京きらぼし フィナンシャルグループ	新宿区新宿 五丁目9番2号	189,800	-	189,800	0.56
計		189,800	-	189,800	0.56

(注)1. 上記の自己保有株式のほか、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式97,700株を財務諸表上、自己株式として処理しております。

2. 2020年6月26日付で、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの住所は、東京都港区南青山三丁目10番43号へ移転しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の拡大と企業価値の向上に貢献する意識を高めていくため、2018年6月28日開催の定時株主総会で取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、本制度を導入に伴い、子銀行の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び委任契約を締結している執行役員（以下、「子銀行役員」といいます。）に対しても同様の株式報酬制度を導入いたしました。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

本制度の対象者となる取締役	社外取締役を除く当社取締役
当初信託期間	約3年間
の当初信託期間においての取締役に 交付するために必要な当社株式の取得資金 として当社が拠出する金銭の上限	合計金258百万円
当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり73,000ポイント
ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度に応じたポイントを付与
の取締役に對する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき当社株式を取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金258百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、前記のとおり、子銀行役員についても本制度を導入した場合には、子銀行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も、併せて信託します。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、3年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金86百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内にポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	14,966	21,892,843
当期間における取得自己株式	1,034	1,119,868

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2. 取得自己株式には、株式交付信託に係る信託口が取得した当社株式を含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	2,248	7,388,425	231	744,953
保有自己株式数	189,885	-	190,688	-

(注) 1. 当事業年度の「その他」の内訳は、単元未満株式の買増請求による買増であります。

2. 当期間の「その他」の内訳は、単元未満株式の買増請求による買増であります。

3. 当期間における「その他」には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求による売却株式数は含めておりません。

4. 当期間における「保有自己株式数」には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

5. 処理自己株式数及び保有自己株式数には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式数を含めておりません。

3【配当政策】

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨、ならびに同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨定款で定めております。また、配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当事業年度の普通株式の配当金につきましては、上記の考え方に基づき、1株当たり60円（中間配当30円、期末配当30円）とさせていただきます。また、第1回第一種優先株式につきましては、定款の定めに従い1株当たり年間248.00円（中間配当金124.00円、期末配当金124.00円）、第二種優先株式につきましては、同じく定款の定めに従い1株当たり年間27.272円（中間配当金13.636円、期末配当金13.636円）の配当とさせていただきます。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	種類	配当金の総額	1株当たり配当額
2019年11月12日取締役会決議	普通株式	914百万円	30円
	第1回第一種優先株式	93百万円	124円
	第二種優先株式	27百万円	13.636円
2020年5月13日取締役会決議	普通株式	913百万円	30円
	第1回第一種優先株式	93百万円	124円
	第二種優先株式	27百万円	13.636円

(注) 1. 2019年11月12日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2020年5月13日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、東京圏の地域金融機関である株式会社きらぼし銀行及びグループ会社を傘下に擁する持株会社です。当社は以下の経営理念や経営方針を制定し、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、ステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図っております。また、経営理念や当社グループの目指す姿の具現化に向けて、以下の通り、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めております。

経営理念

首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。

経営方針

きらりと光る銀行	独自性のある金融サービスの提供により、地元地銀として永続的に存在する
チャレンジする銀行	お客さまや地域経済の発展に貢献するために、東京圏の特色を活かして挑戦し続ける
思いをつなぐ銀行	お客さま、地域、職員の「思い」を大切に、常に信頼され必要とされる存在になる

ビジョン（目指すべき姿）

首都圏においてお客さまから真に愛される地域No.1の都市型地銀グループ

当社では、2018年3月に中期経営計画「スタートアップ きらぼし」を策定し、経営理念、経営方針をもとに、「対話力」を高め、お客さまを深く理解することで課題を共有し、課題解決に向けた提案を行い、お客さまからの信頼を得て最初にご相談いただける金融グループを目指すことを掲げております。このため、当社グループでは、社員一人ひとりが積極果敢に考動できるよう従来以上の人材育成に努め、お客さまとの「対話力」を高め、グループ一丸となってお客さまの心に残るサービスを提供してまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

- ・ 当社の取締役会は、各種法令、取締役会規程などに従い経営方針や経営戦略などの重要事項を決定するとともに、経営会議や取締役に委任した業務執行の状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制の整備に努めます。
- ・ 独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任による経営の監督機能及び監査役・監査会による監査機能を有効に活用し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制の確保に努めます。また、そのため、機関設計として、当社は監査役会設置会社を採用するとともに、社外取締役が半数以上を構成する任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選任や報酬の決定に際しての客観性や透明性の確保に努めます。
- ・ 業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めます。
- ・ グループ各社の業務の健全かつ適切な運用を確保するため、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体としての各種リスクの的確な管理に努めます。
- ・ 地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくとともに、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めます。
- ・ 株主が権利を適切に行使できる環境の整備など、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、ステークホルダーの皆さまとともに持続的に成長するために、当社の実態を正確にご理解いただけるよう、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めます。
- ・ CSRに対する基本的な考え方として、「地域経済への貢献」「地域社会への貢献」「環境問題への取組み」の3つを行動指針として定め、CSR経営を実践し、持続可能な地域社会の形成に貢献します。また、国際連合が提唱するSDGsの達成に貢献するため、「東京きらぼしフィナンシャルグループSDGs宣言」を策定し、「環境保全」「地域社会への貢献」「お客さまとの共通価値の創造」「職員の働き方改革と、ダイバーシティの推進」「株主・投資家との対話」を主要テーマとし、役職員一人ひとりがSDGsを理解し、行動することで、SDGsが目指す持続可能な社会への実現に向けて貢献してまいります。

当社グループは株式会社きらぼし銀行を中心に、地域のお客さまとの対話を軸とした“金融にも強い総合サービス業”を目指すことにより、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役・監査役会が、取締役の職務執行の監督・監査を行います。また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任による経営の監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用しコーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制が確保されていると判断することから、当該体制を採用しております。

なお、当社の経営上の意思決定、執行及び監査に係る主な経営管理組織は、以下の通りです。

イ．業務執行、監督の機能

A．取締役会

(目的)

- ・ 取締役会は、以下の取締役8名(うち社外取締役3名)で構成し、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催できる体制とすることで、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他の重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制としております。

(権限)

- ・ 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会規程に定める、当社グループの経営方針や経営戦略などの重要事項を決定する権限を有しております。

(構成員)

- ・ 取締役会は、以下の取締役8名(うち社外取締役3名)で構成しております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。

取締役会長	味岡 桂三
代表取締役社長	渡邊 壽信(議長)
代表取締役副社長	北川 嘉一
代表取締役専務取締役	野邊田 覚
取締役	常久 秀紀
取締役(社外取締役)	三浦 隆治
取締役(社外取締役)	高橋 ゆき
取締役(社外取締役)	西尾 昇治

B．指名・報酬協議会

(目的)

- ・ 当社は、取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、任意の指名・報酬協議会を設置しております。指名・報酬協議会は、取締役会の決議によって選任された取締役4名以内(うち社外取締役2名以上)で構成し、委員長は社外取締役の中から取締役会の決議によって選任しております。

(権限)

- ・ 指名・報酬協議会では、当社及び子銀行の取締役の人事、選解任、並びに取締役の報酬額について検討し、検討結果を各社の取締役会へ報告しております。

(構成員)

- ・ 指名・報酬協議会は、以下の取締役3名(うち社外取締役2名)で構成しております。

取締役(社外取締役)	高橋 ゆき(委員長)
取締役(社外取締役)	三浦 隆治
代表取締役社長	渡邊 壽信

C. 経営会議

(目的)

- 取締役会の下に、当社の取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催するほか必要に応じて随時開催することとしており、取締役会での決議事項以外の重要な事項、取締役会から委任されている事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受ける体制としております。

(権限)

- 経営会議では、取締役会決議以外の重要な事項、取締役会から委任されている事項を決定する権限を有しております。

(構成員)

- 経営会議は、以下の取締役5名で構成するほか、必要に応じて当社の業務執行者や子銀行の取締役・業務執行者が出席しております。また、監査役は経営会議に出席し、意見を述べるができる体制としております。

取締役会長	味岡 桂三
代表取締役社長	渡邊 壽信(議長)
代表取締役副社長	北川 嘉一
代表取締役専務取締役	野邊田 覚
取締役	常久 秀紀

D. 委員会

- 経営会議の下部組織として、重要な経営課題の分野ごとに「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「ALM委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を構築しております。各委員会規則に基づき、定期的開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。

) コンプライアンス委員会

(目的)

- 当社グループのコンプライアンス状況を総合的に把握・管理し、コンプライアンス態勢強化のため、コンプライアンスに関する問題点への対応策等を企画、推進することを目的としております。

(権限)

- 当社グループのコンプライアンスに係る事項を協議し、協議事項を必要に応じて経営会議に付議・報告する権限を有しております。

(構成員)

- コンプライアンス委員会は、以下の委員で構成しております。また、監査役はコンプライアンス委員会に出席し、意見を述べるができる体制としております。

代表取締役専務取締役	野邊田 覚(委員長)
監査部長	沼田 正則
経営企画部長	安田 信幸
事業戦略部長	大和田 健二
リスク管理部長	小橋 孝生

) リスク管理委員会

(目的)

- 当社グループにおける諸リスクの状況の把握及び対応策の検討を通じ、当社グループに係る経営の健全性の維持及び向上を図ることを目的としております。

(権限)

- 当社グループにおける諸リスク、新規業務(新商品)等のリスクを協議し、協議事項を必要に応じて経営会議に付議・報告する権限を有しております。

(構成員)

- ・ リスク管理委員会は、以下の委員で構成しております。また、監査役はリスク管理委員会に出席し、意見を述べる体制としております。

代表取締役専務取締役	野邊田 覚 (委員長)
監査部長	沼田 正則
経営企画部長	安田 信幸
事業戦略部長	大和田 健二
リスク管理部長	小橋 孝生
きらぼし銀行常務取締役	三浦 毅
きらぼし銀行執行役員審査本部長	中野 良明
きらぼし銀行執行役員	増村 智彦

) ALM委員会

(目的)

- ・ 当社グループにおける資産・負債等を適切に管理し、最適な経営資源配分を行うことで、当社グループの中長期的な企業価値を最大化することを目的としております。

(権限)

- ・ 当社グループの最適な事業ポートフォリオの構築と経営資源配分に関する事項を協議し、協議事項を必要に応じて経営会議に付議・報告する権限を有しております。

(構成員)

- ・ ALM委員会は、以下の委員で構成しております。また、監査役はALM委員会に出席し、意見を述べる体制としております。

取締役	常久 秀紀 (委員長)
代表取締役専務取締役	野邊田 覚
監査部長	沼田 正則
経営企画部長	安田 信幸
事業戦略部長	大和田 健二
リスク管理部長	小橋 孝生
きらぼし銀行人事部長	吉田 裕幸
きらぼし銀行市場金融部長	木村 智勇
きらぼし銀行融資審査部長	保谷 邦之
きらぼし銀行融資統括部長	木村 優
きらぼし銀行営業統括部長	佐藤 雅史
きらぼし銀行執行役員SF部長	小勝 基弘
きらぼし銀行市場ローン室長	内田 康

□ . 監査・監督の機能

A . 監査役・監査役会

- ・ 監査役会は常勤監査役2名、非常勤監査役である社外監査役2名で構成しています。監査役会では取締役の意思決定及び業務執行に対する有効な監視機能を確保し、監査態勢の強化に努めております。各監査役は監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。
- ・ なお、監査役及び監査役会は、内部監査部門、会計監査人との緊密な連携を保ち代表取締役等との間においても定期的な会合を通じて監査上の重要課題について意見交換を行うなど実効的な監査に努めております。

(構成員)

- ・ 監査役会は、以下の監査役4名(うち社外監査役2名)で構成しております。

監査役 香西 由起夫(議長)

監査役 奈良田 徹

監査役(社外監査役) 稲葉 喜子

監査役(社外監査役) 東道 佳代

B . 内部監査

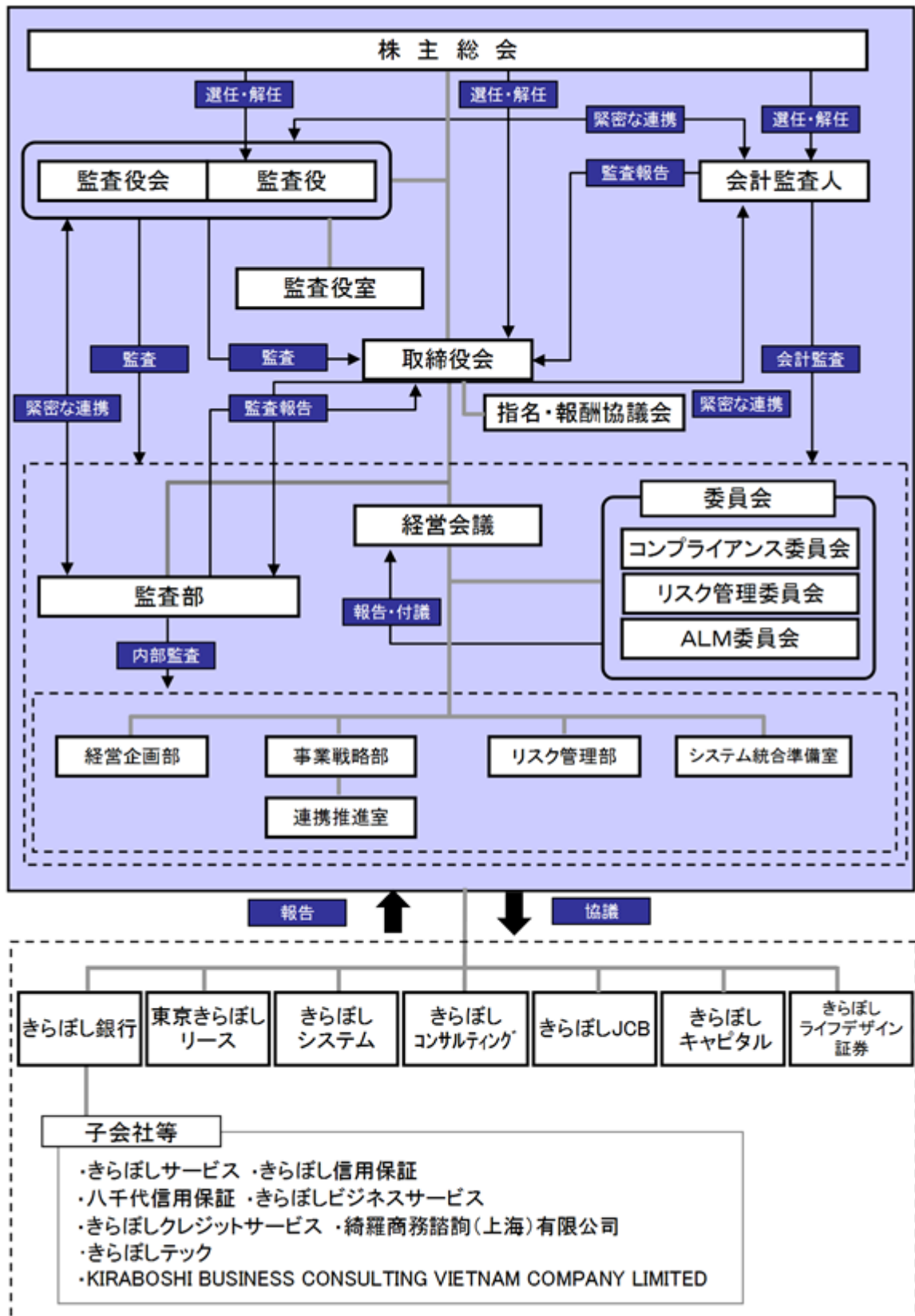
- ・ 当社グループ内の他の部門から独立した監査部を設置し、取締役会の承認を受けた「中期内部監査計画」「年度内部監査計画」に基づき、内部監査を実施しております。監査結果については、取締役会への報告を定期的に行っております。

C . 会計監査

- ・ EY新日本有限責任監査法人が会計監査業務を執行しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図（2020年6月26日現在）

【コーポレート・ガバナンス体制図】



八．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めております。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図ってまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
- (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統一的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
- (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
- (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
- (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
- (7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
- (2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- (3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
- (4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
- (5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。
- (3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
- (2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- (3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- (4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性及び適切性並びに株主共同の利益を確保する。
- (5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- (6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役へ報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
- (7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）を配置する。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
- (2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
- (2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
- (2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払、または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、リスク管理を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、グループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体として各種リスクの的確な管理に努めております。また、リスク管理規程等の制定・改廃に関する協議やグループのリスク管理体制の整備・確立に向けた方針策定の検討等を行うリスク管理委員会を設置している他、グループのリスク管理の統括部署としてリスク管理部を設置し体制整備を図っております。

ホ．コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと捉え、地域金融グループとして社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくと共に、株主に信認され、お客さまや社会から信頼されるコンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めております。また、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに係る事項の施策を企画するとともにコンプライアンス機能の強化を図っている他、コンプライアンス統括責任者としてリスク管理部担当役員を、コンプライアンスにかかる事項の統括部署としてリスク管理部をそれぞれ設置し体制整備を図っております。

ヘ．反社会的勢力排除に向けた体制

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、以下の基本方針を遵守し、責任ある健全な業務運営を確保します。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、組織として対応し、毅然とした姿勢を貫きます。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携強化に努めます。
- (3) 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- (4) 反社会的勢力により不当な要求等を受けた場合は、民事及び刑事の法的対応を行うなど、断固として拒絶します。
- (5) 反社会的勢力に対しては、資金提供や利益供与は断固として拒絶します。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等との関係を遮断するために、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力への対応に係る基本規則」を制定し体制を整備しております。また、リスク管理部において反社会的勢力に関する情報を一元管理し、当社及びグループ会社は、反社会的勢力に関する情報の収集・共有化に努めております。

企業統治に関するその他の事項

イ．責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

ロ．取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

ハ．取締役の選任の決議要件

取締役は株主総会の決議により選任し、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

ニ．株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により決定することができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限にすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としたものであります。

ホ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項及び同法第324条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ヘ．種類株式

当社は、資本政策の選択肢の多様化を図り、将来における金融環境の変化に機動的かつ柔軟に対応するために、普通株式とは異なる種類の株式である第1回ないし第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の発行を可能とする旨を定款に定めております。これらの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配については普通株式に優先する一方で、優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。ただし、第1回ないし第2回第一種優先株主は、第一種優先配当金が発行条件通り支払われない場合に

は、配当の支払いが再開されるまで議決権を有することになります。また、第1回ないし第2回第一種優先株主及び第二種優先株主は、普通株式を対価とする取得請求権を有し、当社は、一定の場合に金銭を対価とする取得請求権を有するとともに、普通株式を対価として一斉取得をすることを定めております。

なお、当社は、有価証券報告書提出日現在において、第1回第一種優先株式及び第二種優先株式を発行してあります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性3名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	味岡 桂三	1957年4月25日生	1981年4月 日本銀行入行 2004年6月 同行 大分支店長 2007年8月 同行 金融機構局参事役 2009年6月 同行 金沢支店長 2011年5月 株式会社東京都民銀行入行 執行役員 2011年6月 同行 執行役員日本橋支店長 2012年6月 同行 常務取締役日本橋支店長 2012年7月 同行 常務取締役事務・システム本部長 2014年6月 同行 専務取締役事務・システム本部長 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 2015年7月 株式会社東京都民銀行 専務取締役 2016年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ (現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ) 代表取締役社長 2016年4月 株式会社東京都民銀行 取締役副頭取 2016年4月 株式会社新銀行東京 取締役(非常勤・非業務執行) 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 取締役 2020年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役会長(現職)	2020年6月から1年	普通株式 3,977
代表取締役社長	渡邊 壽信	1962年8月16日生	1985年4月 株式会社東京都民銀行入行 2011年6月 同行 融資管理部長 2012年7月 同行 参与融資管理部長 2013年10月 同行 参与融資統括部長 2014年6月 同行 執行役員融資統括部長 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー 2015年6月 株式会社東京都民銀行 執行役員日本橋支店長 2016年7月 同行 執行役員営業統括部長 2016年7月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 営業戦略部部長 2017年6月 株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 取締役頭取(現職) 2020年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役社長(現職)	2020年6月から1年	普通株式 2,207

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役副社長	北川 嘉一	1961年9月3日生	1984年4月 八千代信用金庫入庫 2006年10月 株式会社八千代銀行 自由が丘支店長 2010年4月 同行 府中支店長 2013年4月 同行 神田支店長 2014年4月 同行 執行役員神田支店長 2016年4月 同行 執行役員営業統括部長 2016年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 営業戦略部長 2017年4月 株式会社八千代銀行 執行役員営業推進本部長 兼 営業統括部長 2017年6月 株式会社八千代銀行 取締役常務執行役員 営業推進本部長 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 兼 営業戦略部長 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長(現職) 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 取締役副頭取 2020年6月 同行 取締役会長(現職)	2020年6月から1年	普通株式 1,300
代表取締役専務取締役	野邊田 覚	1960年8月24日生	1984年4月 株式会社日本興業銀行入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行 業務企画部次長 2003年7月 同行 経営企画部次長 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 コンプライアンス統括部次長 2009年4月 同行 営業第一部付参事役 興和不動産株式会社出向経営企画部長 2010年4月 同行 資産監査部長 2012年4月 株式会社東京都民銀行 外為営業部部長 (みずほコーポレート銀行より出向) 2012年6月 同行 外為営業部長 兼 人事部付出向 (都民銀商務諮詢(上海)有限公司出向) 2013年4月 同行入行 外為営業部長 兼 人事部付出向 (都民銀商務諮詢(上海)有限公司出向) 2013年6月 同行 事務統括部長 2013年7月 同行 参与事務統括部長 2014年6月 同行 取締役執行役員事務統括部長 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ グループ戦略ゼネラルマネージャー 2016年1月 同社 合併準備室事務システム統合プロジェクト チームゼネラルマネージャー 2016年4月 株式会社東京都民銀行 常務取締役 2016年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 2017年6月 株式会社東京都民銀行 専務取締役 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役 2018年6月 同社 常勤監査役 2020年6月 同社 代表取締役専務取締役(現職)	2020年6月から1年	普通株式 4,411
取締役	常久 秀紀	1963年2月12日生	1987年4月 株式会社三菱銀行入行 1994年11月 同行 シカゴ支店 アシスタントバイスプレジデント 2001年2月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社 マネージャー 2004年4月 株式会社新銀行東京入行 2007年4月 同行 企画グループ 担当部長 2008年8月 同行 執行役員 2009年6月 同行 執行役員 2014年6月 同行 取締役執行役員 2015年6月 同行 代表取締役社長執行役員 2016年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ (現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ) 取締役(現職) 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 専務取締役(現職)	2020年6月から1年	普通株式 3,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	三浦 隆治	1968年5月5日生	<p>1995年11月 中央監査法人入所（後に、合併により中央青山監査法人に名称変更）</p> <p>2001年3月 金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補佐として出向</p> <p>2003年10月 中央青山監査法人復職</p> <p>2004年10月 三浦公認会計士事務所開業</p> <p>2004年10月 リーガル・アソシエイツ株式会社パートナー</p> <p>2006年7月 L.A.コンサルティング株式会社 取締役</p> <p>2011年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役</p> <p>2012年6月 青梅信用金庫 員外監事（現職）</p> <p>2014年6月 株式会社八千代銀行 社外取締役</p> <p>2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ（現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ）社外取締役（現職）</p> <p>2016年4月 株式会社MeUアドバイザーズ 代表取締役（現職）</p> <p>2019年3月 株式会社bitFlyer 社外取締役（現職）</p> <p>2019年5月 株式会社bitFlyer Blockchain 社外監査役（現職）</p>	2020年6月から1年	-
取締役	高橋 ゆき	1969年4月25日生	<p>2003年12月 株式会社ベアーズ入社 専務取締役</p> <p>2009年7月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会理事</p> <p>2013年8月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 副会長</p> <p>2016年10月 株式会社ベアーズ 取締役副社長（現職）</p> <p>2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ（現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ）社外取締役（現職）</p> <p>2018年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長（現職）</p> <p>2019年4月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長（現職）</p>	2020年6月から1年	-
取締役	西尾 昇治	1952年5月13日生	<p>1978年3月 東京商工会議所 入所</p> <p>2006年4月 同所 中小企業再生支援部長</p> <p>2009年4月 同所 中小企業部長</p> <p>2010年12月 同所 理事待遇・中小企業部長</p> <p>2012年4月 同所 理事・中小企業部長</p> <p>2013年12月 同所 理事・事務局長</p> <p>2016年6月 同所 常務理事（現職）</p> <p>2016年6月 東京フットボールクラブ株式会社 社外監査役（現職）</p> <p>2019年5月 株式会社世界貿易センタービルディング 社外監査役（現職）</p> <p>2019年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）</p> <p>2020年6月 株式会社東京ビッグサイト 社外取締役（現職）</p>	2020年6月から1年	-
常勤監査役	香西 由起夫	1957年9月26日生	<p>1980年4月 株式会社東京都民銀行 入行</p> <p>2002年5月 同行 武蔵小山支店長</p> <p>2007年7月 同行 リスク統括部コンプライアンス室長</p> <p>2009年7月 同行 リスク統括部副部長 兼 コンプライアンス室長</p> <p>2011年7月 同行 参与リスク統括部副部長 兼 コンプライアンス室長</p> <p>2013年6月 同行 参与リスク統括部長 兼 法務室長</p> <p>2014年10月 同行 参与リスク統括部長 兼 人事部付参事役</p> <p>2016年6月 同行 常勤監査役</p> <p>2018年5月 株式会社きらぼし銀行 常勤監査役</p> <p>2020年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 常勤監査役（現職）</p>	(注)4	普通株式 2,839

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	奈良田 徹	1960年7月10日生	1983年4月 八千代信用金庫入庫 2008年4月 株式会社八千代銀行 資産査定部長 2013年4月 同行 審査部長 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー 2015年4月 株式会社八千代銀行 融資統括部長 2016年4月 同行 執行役員融資統括部長 2017年6月 同行 取締役常務執行役員 兼 融資統括部長 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ (現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ) 取締役 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 専務取締役 2020年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 常勤監査役(現職)	(注)4	普通株式 2,100
監査役	稲葉 喜子	1966年9月28日生	1993年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1999年7月 金融監督庁検査部(現 金融庁検査局)に転籍 2001年7月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)に復職 2005年10月 稲葉公認会計士事務所開業 2007年7月 株式会社PAS(現 株式会社はやぶさコンサルティング)設立 同社 代表取締役(現職) 2010年11月 はやぶさ監査法人設立 同所 代表社員(現職) 2014年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役 2014年6月 株式会社東和銀行 社外取締役 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ (現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ) 社外監査役(現職) 2014年12月 税理士法人はやぶさ会計 代表社員(現職) 2019年6月 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役(現職)	(注)4	-
監査役	東道 佳代	1970年5月4日生	1997年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所入所 2002年1月 同事務所パートナー(現職) 2008年10月 東京地方裁判所民事調停官(非常勤裁判官) 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ (現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ) 社外監査役(現職) 2015年6月 日本郵便輸送株式会社 社外監査役(現職) 2017年6月 GMOクリックホールディングス株式会社 (現 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社) 社外取締役(現職)	(注)4	-
計					普通株式 19,834

(注)1. 取締役 三浦隆治、取締役 高橋ゆき及び取締役 西尾昇治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 稲葉喜子及び監査役 東道佳代は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 社外監査役 東道佳代の職務上(弁護士)の氏名は、黒澤佳代であります。

4. 監査役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
遠藤 賢治	1965年5月5日生	1998年3月 最高裁判所司法研修所修了 1998年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 1999年3月 石原総合法律事務所入所 2008年1月 遠藤法律事務所開業(現職)	(注)6	-

6. 遠藤賢治氏は社外監査役の補欠監査役であり、その任期は、退任した社外監査役の任期の満了する時までであります。

社外役員の状況

・社外取締役及び社外監査役の機能・役割・選任状況

・社外取締役は、会社経営者や公認会計士、商工会議所の常務理事として豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言・提言を行い、経営の意思決定機能及び監督機能を強化する役割を担っております。また、社外監査役は、弁護士や公認会計士としての専門的知識などから、取締役の職務の執行に対する監査機能を強化する役割を担っております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては社外役員の企業統治における機能と役割を踏まえ、以下のとおり、「社外役員の独立性に関する基準」を定め運用しております。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社及びその子銀行(以下、「当社グループ」という)は、社外取締役及び社外監査役候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断する。

1. (1)当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人(以下、併せて「業務執行者等」という)ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

但し、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役(注1)であったことがないことを要件に加える。

(2)社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等、または非業務執行取締役であったことがないこと。

(3)当社グループの役員等(注2)及び支配人その他の重要な使用人(役員等に該当する者を除く)の、配偶者、または二親等以内の親族でないこと。

2. 当社の主要株主(注3)である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等、または使用人(役員等に該当するものを除く)ではないこと。

3. (1)当社グループを主要な取引先(注4)とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。

(2)当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。

(3)当社グループから一定額(過去3年間の平均で年間1,000万円、または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。

4. 当社グループから役員等を受入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5. 現在、当社グループの会計監査人、または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。

6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファーム(過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザー・ファーム)の社員等ではないこと。

7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(注1)「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

(注2)「役員等」とは、取締役(社外取締役を含む)、監査役(社外監査役を含む)、執行役員、相談役、顧問をいう。

(注3)「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接、または間接的に保有する者、または企業等をいう。

(注4)「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結売上高(当社の場合は年間連結経常収益)の2%以上を基準に判定。

また、社外取締役3名及び社外監査役2名を、株式会社東京証券取引所に対して一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として独立役員届出書を提出しております。

氏名	選任理由
三浦 隆治 (社外取締役)	公認会計士としての高度な専門知識に加え、金融行政当局での勤務経験も有しております。また、企業経営者としても豊富な経験を有し、同氏の経営における高い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの向上に反映できるものと判断し選任しております。
高橋 ゆき (社外取締役)	家事代行サービス事業者の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し選任しております。
西尾 昇治 (社外取締役)	東京商工会議所で常務理事を務め、中小企業再生支援部長、中小企業部長を歴任、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する経験を豊富に有しております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し選任しております。
稲葉 喜子 (社外監査役)	公認会計士としての高度な専門知識に加え、金融行政当局での勤務経験も有しております。また、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社の監査体制に反映できるものと判断し選任しております。
東道 佳代 (社外監査役)	法律事務所のパートナーとしての職責を果たされており、また、弁護士としての専門的な見地から、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行う等、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。

- ・当社と当社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要
- ・当社では、社外取締役を3名、社外監査役を2名選任しておりますが、いずれも当社及び当社グループの出身ではなく、当社の他の取締役、監査役との人的関係や当社との間に特別な利害関係はございません。
- ・当社の子銀行であるきらぼし銀行は、社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所にも所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所及び同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同法律事務所及び同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

- ・社外取締役は取締役会等に出席し、独立した立場からの確かな助言・提言を行うことにより、取締役会等における意思決定の公正性、客観性を向上させるとともに取締役の職務執行に対する監督機能を高めております。また、取締役会の議案等については、各担当部署等から必要に応じ、事前説明や補足資料等の提供を行うなどサポート体制を確保しております。
- ・社外監査役は取締役会及び監査役会等に出席し、それぞれ独立した立場から有益かつ適切な提言・助言等を行っております。また、内部監査部門、常勤監査役及び会計監査人と適宜意見交換を行うなど緊密な連携を維持しております。なお、社外監査役へのサポートとして監査役補助者を配属し、監査役の業務の補助を行う体制とするとともに、取締役会の議案等については、各担当部署から必要に応じ、事前説明や補足資料等の提供を行うなどサポート体制を確保しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査の組織、人員及び手続

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役（社外監査役）2名の4名で構成されております。社外監査役（稲葉喜子氏）におきましては、公認会計士の資格を保有し専門の見地から、また、社外監査役（東道佳代氏）におきましては、弁護士として法律に関する広範な専門知識、豊富な経験から審議に必要な発言を行っております。監査役会では取締役の意思決定及び業務執行に対する有効な監視機能を確保し、監査態勢の強化に努めております。

監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧を行っております。また、常勤監査役は、部門長へのヒアリング、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しており、その結果を監査役会等を通じて適時社外監査役と共有しております。なお、監査役及び監査役会は、内部監査部門、会計監査人等と緊密な連携を保ち、代表取締役等との間においても定期的な会合を通じ監査上の重要課題等について意見交換を行うなど実効的な監査に努めております。また、監査役がその職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき専属の使用人を2名配置しております。

監査役会の活動状況

監査役会の開催回数等

氏名	開催回数	出席回数
真壁 幹夫	13回	13回（100％）
野邊田 覚	13回	13回（100％）
稲葉 喜子	13回	13回（100％）
東道 佳代	13回	12回（92.3％）

監査役会の活動状況

項目	内容
開催頻度	原則月1回開催 2019年度は年間13回開催
平均所要時間	1時間25分
平均付議議案数	7議案
主な検討課題	経営方針や戦略などに関わる取締役の意思決定、職務・業務執行の状況に関わる事項並びに会計監査人の監査の相当性などを検討課題としております。 ex)内部統制システムの整備・運用状況、重点監査項目（中期経営計画、システム統合対応、不祥事対応、グループガバナンス、働き方改革、AML/CFT、与信管理態勢）、監査環境の整備、競業取引・利益相反取引等

内部監査の状況

当社の内部監査は、当社グループ内の他の部門から独立した監査部（37名）が、取締役会の承認を受けた「中期内部監査計画」・「年度内部監査計画」に基づき、内部監査を実施しております。監査結果については、取締役会への報告を定期的に行っております。

監査役監査及び会計監査との相互連携につきましては、定期的な会議への出席の他、適宜意見及び情報交換を行うことで、緊密な連携を保つ体制としております。また、監査役監査へは定期的な会議において内部統制部門から説明・報告や補足資料の提供を行い、会計監査へは必要に応じ説明や補足資料の提供を行う体制としております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

6年

ただし、株式移転時の会計上の取得企業である旧東京都民銀行からの継続監査期間は14年であります。

八．業務を執行した公認会計士

小澤 裕治
窪寺 信
日下部 恵美

二．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名
その他 13名

ホ．監査役及び監査役会による監査法人の選定方針と理由及び評価

監査役会で定めた「会計監査人の選定基準」並びに「会計監査人の評価基準」に基づき、監査法人の選定・評価を行っております。当期につきましても、監査法人の品質管理体制や独立性、監査チーム、監査報酬、監査役や内部監査部門とのコミュニケーション等の評価項目を総合的に判断し、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると評価しております。さらに経営陣の見解や関連部署へのヒアリング等を行い再任の判断を行っております。なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	17	-	16	-
連結子会社	112	-	107	-
計	129	-	123	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク(EY)に対する報酬(イ.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	8	-	9
計	-	8	-	9

(前連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、FATCA(米国口座税務コンプライアンス法)に関するサポート業務等であります。

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、AML/CFT(マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策)態勢レビュー業務及びFATCA(米国口座税務コンプライアンス法)に関するサポート業務等であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、当社の規模や業務の特性等を勘案して監査日数等を検討した上で、監査役会の同意を得て適切に決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査活動実績と計画などについて関連部署からヒアリング等を行ない、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ．取締役の報酬を決定するにあたっての方針

当社取締役会は、経営陣の健全かつ適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、東京圏に新型タイプの都市型地銀を創造していくという考え方にに基づき、迅速・果敢な意思決定を行ってまいります。

このような考え方のもと、当社グループ取締役（社外取締役を除く）・委任契約を締結している執行役員の報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬に加え中長期的な業績と連動する株式交付信託を利用した株式報酬と、短期的な業績に連動する現金報酬とを組み合わせた報酬としています。

中期経営計画「スタートアップ きらぼし」（以下「中期経営計画」といいます。）は、東京きらぼしフィナンシャルグループの中長期的なビジョンを掲げたものです。当社グループでは従来以上に人材育成に注力し、一人ひとりが創意工夫により人間性を高め、お客さまとの対話を出来る体制を整備してまいります。

本中期経営計画では、当社グループの経営理念、経営方針をもとに、「対話力」を高めお客さまを深く理解することで課題を共有し、課題解決に向けた提案を行い、お客さまからの信頼を得て最初にご相談いただける銀行を目指すことを一番に考えて策定しております。

このため当社グループでは、社員一人ひとりが積極果敢に考動出来るよう従来以上に人材育成に努め、お客さまとの「対話力」を高め、グループ一丸となってお客さまの心に残るサービスを提供してまいります。

業績に連動する指標には、本中期経営計画の目標計数を用いることとし、取締役自らが本中期経営計画の達成を目指す報酬制度を構築することにより企業価値向上を図ってまいります。

ロ．報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受け取る報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、本中期経営計画の短期的な目標計数等に連動する現金報酬と本中期経営計画の中長期的な目標計数等に連動する株式報酬から構成されます。報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位に応じて30%～35%を目安としております。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

また、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動報酬の対象としておりません。

八．役員の報酬等に関する株主総会の決議内容

役員報酬限度額は、2015年6月26日開催の第1回定時株主総会において、取締役（12名以内）が年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）、監査役（6名以内）が年額80百万円以内と決議されております。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠で、2018年6月28日開催の第4回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役（社外取締役を除く6名）に対する報酬等の限度額は、3事業年度を対象として合計258百万円であります。

二．報酬を決定する手続き、及び指名・報酬協議会、取締役会の活動内容等

当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、「指名・報酬協議会」を設置しております。指名・報酬協議会は、当社取締役1名及び当社社外取締役2名にて構成し、委員長は社外取締役が務めております。ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、指名・報酬協議会では、形式面及びプロセスの妥当性や業績連動方法等を含め、当社及び子銀行の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。

当事業年度の報酬等の決定過程における指名・報酬協議会、及び取締役会の活動は、2018年度実績に基づく業績連動報酬について2019年4月26日、2019年5月14日、2019年5月31日開催の指名・報酬協議会で協議の上、2019年5月31日開催の取締役会で決定しております。また、2019年度報酬案について2019年4月26日開催の指名・報酬協議会で協議の上、報酬の基準額、業績連動報酬に用いる指標と目標計数、及び各取締役毎の固定報酬額について2019年5月31日、2019年6月27日開催の取締役会で決定しております。

子銀行取締役としての報酬額は、指名・報酬協議会の検討結果を基に子銀行の取締役会で決定しております。

なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

ホ．業績連動報酬の算定方法等

() 短期業績（現金報酬）

役員別に定めた基準額を基準とし、業績に連動する指標を用いて乗率を決定の上、支給額を算定します。
業績に連動する指標及び乗率は、対応する評価対象期間に係る株式会社きらぼし銀行のファーストコール先()、コア業務純益の目標値に対する実績に基づき、指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、決定しております。

()ファーストコール先とは、本中期経営計画のKPIであり、対話を通して、課題を共有し、本業支援やライフプランに関する課題解決に向けた提案を行った先のことです。

当事業年度中に支給された2018年度に係る短期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
ファーストコール先	7,000件	11,290件
コア業務純益	83億円	130.1億円

() 中長期業績（株式報酬）

役員別に定めた基礎金額及び本制度で用いる信託の保有する会社株式1株当たりの帳簿価格を基に、業績に連動する指標を用いて乗率を決定の上、取締役役に付与するポイント数を算定します。

業績に連動する指標及び乗率は、対応する評価対象期間に係る株式会社きらぼし銀行のOHR（コア業務粗利益ベース）の目標値に対する実績に基づき、指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、決定しております。

なお、取締役が累積したポイント数に相当する当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

当事業年度中にポイント付与された2018年度に係る中長期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
OHR（コア業務粗利益ベース） （経費÷コア業務粗利益）	87.30%	80.75%

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

区分	員数	当社からの報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬		当社の子会社からの報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	
				現金報酬	株式報酬			現金報酬	株式報酬
取締役 （社外取締役を除く）	6名	65	52	7	4	131	63	39	28
監査役 （社外監査役を除く）	2名	32	32	-	-	-	-	-	-
社外役員	5名	38	38	-	-	-	-	-	-
計	13名	136	123	7	4	131	63	39	28

(注) 1. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等は、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

2. 業績連動報酬には、当期の費用計上額を記載しております。

3. 上記のほか、前期の業績連動報酬相当分として1百万円を支払っております。また、当社の子会社から前期の業績連動報酬相当分として8百万円を支払っております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と、純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のように区分しております。

(純投資目的である投資株式)

株式の価値の変動または株式の配当によって利益を受けることを目的とする投資。

(純投資目的以外の目的である投資株式)

取引先等との総合的な取引拡大や関係構築等を主たる目的とする投資。

株式会社きらぼし銀行における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である株式会社きらぼし銀行については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

当社グループは、取引先との間の取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等を保有しません。

(保有の合理性を検証する方法)

採算性基準に基づき、採算性指標(信用コスト控除後収益÷株式簿価)による株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しております。

(保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

銘柄別に保有に係る経済合理性や保有目的の適切性、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から、取締役会等において年1回以上精査・検証しております。(直近報告:2020年5月)

銘柄別の検証の結果、保有先は当社の重要な取引先として保有の適切性等があることを確認しております。なお、収益性が当社の基準よりも低い銘柄が一部ありますが、今後当該先との交渉を通じて、経済合理性等を再度検証してまいります。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	68	20,723
非上場株式	63	1,470

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	1	4	業務連携等

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	7	1,155
非上場株式	3	41

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注)及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
エーザイ株式会社	357	357	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	2,832	2,219		
エスピー食品株式会社	489	489	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため。2018年度株式分割を実施。	有
	2,007	2,036		
住友不動産株式会社	542	542	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	1,428	2,485		
東洋合成工業株式会社	298	298	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	1,290	475		
相鉄ホールディングス株式会社	402	509	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	1,114	1,733		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	302	302	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	915	1,019		
京王電鉄株式会社	138	166	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	無
	886	1,186		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	6,378	6,378	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	788	1,092		
株式会社千葉銀行	1,542	1,542	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	729	926		
第一建設工業株式会社	377	377	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	642	618		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社伊藤園	111	111	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	634	638		
株式会社A D E K A	400	400	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	無
	540	649		
みずほリース株式会社	250	250	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	526	653		
株式会社アルファシステムズ	158	158	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	無
	456	415		
株式会社滋賀銀行	142	142	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	366	376		
株式会社サンリオ	240	240	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	344	633		
株式会社武蔵野銀行	243	243	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	334	537		
株式会社ニチイ学館	310	310	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	320	404		
小池酸素工業株式会社	152	152	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	318	350		
日本化学産業株式会社	330	330	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	306	367		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
清水建設株式会社	317	432	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	267	415		
ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社	275	275	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	無
	236	633		
株式会社ニレコ	364	364	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	235	325		
株式会社京三製作所	456	456	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	212	165		
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	67	67	資本・業務提携における協力関係により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	209	266		
東京海上ホールディングス株式会社	41	41	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	206	224		
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	768	768	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	188	307		
日本ケミファ株式会社	75	75	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	187	221		
相模ゴム工業株式会社	120	160	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	168	318		
株式会社岡三証券グループ	459	459	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	156	188		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社大垣共立銀行	61	61	金融関連業務における協力関係の維持・ 強化により当社グループの中長期的な企 業価値の向上に資するため	有
	134	142		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グ ループ	264	264	金融関連業務における協力関係の維持・ 強化により当社グループの中長期的な企 業価値の向上に資するため	有
	106	145		
株式会社第一興商	35	35	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	102	200		
森尾電機株式会社	65	65	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	98	109		
株式会社トミタ	100	100	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	95	99		
内外テック株式会社	74	74	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	94	75		
株式会社C & F ロジ ホールディングス	74	74	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	92	92		
株式会社東京精密	30	30	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	92	84		
共同印刷株式会社	34	34	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	92	83		
トーソー株式会社	216	216	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	90	112		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社富山銀行	41	41	金融関連業務における協力関係の維持・ 強化により当社グループの中長期的な企 業価値の向上に資するため	有
	76	134		
岡部株式会社	103	103	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	無
	74	98		
日本ハウズイング株式 会社	23	23	取引関係の維持・強化により当社グルー プの中長期的な企業価値の向上に資する ため	有
	72	72		
株式会社共同紙販ホー ルディングス	13	13	取引関係の維持・強化により当社グルー プの中長期的な企業価値の向上に資する ため。2018年度株式併合を実施。	有
	58	57		
株式会社廣濟堂	75	75	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	無
	53	60		
株式会社みちのく銀行	39	39	金融関連業務における協力関係の維持・ 強化により当社グループの中長期的な企 業価値の向上に資するため	有
	47	63		
株式会社筑波銀行	270	270	金融関連業務における協力関係の維持・ 強化により当社グループの中長期的な企 業価値の向上に資するため	有
	45	52		
有機合成薬品工業株式 会社	181	181	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	45	37		
株式会社昭和真空	37	37	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	無
	44	44		
株式会社ナック	55	55	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	43	55		

（注）定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため、記載しておりません。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
フクダ電子株式会社	695	695	議決権行使に関する指図権限	有
	5,838	5,227		
理想科学工業株式会社	1,567	1,567	議決権行使に関する指図権限	有
	2,559	2,743		
ユニオンツール株式 会社	685	685	議決権行使に関する指図権限	有
	1,735	2,002		
株式会社マースグルー プホールディングス	663	663	議決権行使に関する指図権限	有
	1,137	1,456		
株式会社レスターホー ルディングス	623	623	議決権行使に関する指図権限	有
	944	1,276		
日本シイエムケイ株式 会社	1,745	1,745	議決権行使に関する指図権限	有
	776	1,127		
日本精工株式会社	1,020	1,020	議決権行使に関する指図権限	有
	707	1,057		
ヤマハモーターロボ ティクスホールディン グス株式会社	900	900	議決権行使に関する指図権限	有
	671	374		
野村ホールディングス 株式会社	1,208	1,208	議決権行使に関する指図権限	有
	553	483		
マクニカ・富士エレ ホールディングス株式 会社	330	330	議決権行使に関する指図権限	有
	442	498		

(注) 1. みなし保有株式は、退職給付信託の信託財産として拠出した株式です。

2. みなし保有株式の貸借対照表計上額は、事業年度末日の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数に乗じた額を記載しております。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	8	360	18	114
非上場株式	1	1,059	1	1,059

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	34	449	44
非上場株式	23	-	-

- c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。
- d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1．当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4．当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。
また、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	402,718	538,902
コールローン及び買入手形	2,308	2,513
買入金銭債権	59,326	74,199
商品有価証券	973	1,006
金銭の信託	-	651
有価証券	1, 8, 14 1,095,059	1, 8, 14 948,042
貸出金	2, 3, 4, 5, 7, 9 3,696,398	2, 3, 4, 5, 7, 9 3,760,834
外国為替	6 5,984	6 5,593
リース債権及びリース投資資産	-	17,622
その他資産	8 47,525	8 93,273
有形固定資産	11, 12 60,266	11, 12 58,419
建物	19,696	17,119
土地	10 35,451	10 33,192
リース資産	1,538	2,262
建設仮勘定	226	439
その他の有形固定資産	3,354	5,404
無形固定資産	3,097	3,771
ソフトウェア	2,054	1,998
リース資産	116	256
その他の無形固定資産	926	1,516
退職給付に係る資産	14,128	13,234
繰延税金資産	5,940	11,251
支払承諾見返	5,596	4,905
貸倒引当金	26,112	33,076
資産の部合計	5,373,212	5,501,145

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
預金	8,452,089	8,463,187
譲渡性預金	16,100	7,300
コールマネー及び売渡手形	8,113,329	217,692
債券貸借取引受入担保金	8,344,918	8,256,620
借入金	8,134,566	8,134,177
外国為替	533	232
社債	-	4,200
信託勘定借	245	-
その他負債	24,561	37,291
賞与引当金	1,701	1,637
役員賞与引当金	158	183
株式報酬引当金	82	139
退職給付に係る負債	65	65
役員退職慰労引当金	20	23
ポイント引当金	39	40
利息返還損失引当金	8	8
睡眠預金払戻損失引当金	1,351	1,318
システム解約損失引当金	-	935
偶発損失引当金	656	659
繰延税金負債	61	60
支払承諾	5,596	4,905
負債の部合計	5,080,087	5,206,683
純資産の部		
資本金	27,500	27,500
資本剰余金	150,473	150,684
利益剰余金	109,053	114,641
自己株式	804	814
株主資本合計	286,223	292,010
その他有価証券評価差額金	7,923	5,629
繰延ヘッジ損益	-	41
土地再評価差額金	10,242	10,242
為替換算調整勘定	8	4
退職給付に係る調整累計額	1,250	3,038
その他の包括利益累計額合計	6,440	2,394
新株予約権	56	56
非支配株主持分	404	-
純資産の部合計	293,124	294,462
負債及び純資産の部合計	5,373,212	5,501,145

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	78,777	94,031
資金運用収益	58,497	56,989
貸出金利息	43,079	43,808
有価証券利息配当金	14,121	11,940
コールローン利息及び買入手形利息	36	38
預け金利息	300	299
その他の受入利息	960	903
信託報酬	107	156
役務取引等収益	16,585	16,880
その他業務収益	872	6,762
その他経常収益	2,715	13,241
償却債権取立益	91	87
その他の経常収益	¹ 2,623	¹ 13,153
経常費用	75,297	91,683
資金調達費用	3,522	2,381
預金利息	1,192	1,094
譲渡性預金利息	2	1
コールマネー利息及び売渡手形利息	817	606
債券貸借取引支払利息	1,340	584
借入金利息	88	76
社債利息	-	7
その他の支払利息	81	9
役務取引等費用	3,286	3,045
その他業務費用	1,200	1,621
営業経費	² 57,502	² 55,814
その他経常費用	9,785	28,821
貸倒引当金繰入額	3,732	11,178
その他の経常費用	³ 6,053	³ 17,643
経常利益	3,480	2,347
特別利益	0	6,975
固定資産処分益	0	6,315
段階取得に係る差益	-	523
負ののれん発生益	-	136
特別損失	111	1,065
固定資産処分損	111	59
減損損失	-	70
システム解約損失引当金繰入額	-	935
税金等調整前当期純利益	3,368	8,256
法人税、住民税及び事業税	1,079	3,861
法人税等調整額	2,655	3,264
法人税等合計	1,575	597
当期純利益	4,944	7,659
非支配株主に帰属する当期純利益	30	2
親会社株主に帰属する当期純利益	4,914	7,657

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	4,944	7,659
その他の包括利益	1,535	1,408
その他有価証券評価差額金	2,084	2,293
繰延ヘッジ損益	-	41
為替換算調整勘定	1	4
退職給付に係る調整額	2,396	1,788
持分法適用会社に対する持分相当額	222	44
包括利益	4,408	3,571
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,364	3,611
非支配株主に係る包括利益	43	40

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,500	150,576	106,206	625	283,657
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		1			1
剰余金の配当			2,066		2,066
親会社株主に帰属する当期純利益			4,914		4,914
自己株式の取得				231	231
自己株式の処分		7		52	45
子会社持分の変動		93			93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	102	2,847	178	2,566
当期末残高	27,500	150,473	109,053	804	286,223

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,075	242	10	1,146	6,989	101	271	291,020
当期変動額								
連結子会社株式の取得による持分の増減								1
剰余金の配当								2,066
親会社株主に帰属する当期純利益								4,914
自己株式の取得								231
自己株式の処分								45
子会社持分の変動								93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,848	-	1	2,396	549	45	133	461
当期変動額合計	1,848	-	1	2,396	549	45	133	2,104
当期末残高	7,923	242	8	1,250	6,440	56	404	293,124

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,500	150,473	109,053	804	286,223
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		214	0		213
剰余金の配当			2,068		2,068
親会社株主に帰属する当期純利益			7,657		7,657
自己株式の取得				26	26
自己株式の処分		4		15	11
子会社持分の変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	210	5,587	10	5,787
当期末残高	27,500	150,684	114,641	814	292,010

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,923	-	242	8	1,250	6,440	56	404	293,124
当期変動額									
連結子会社株式の取得による持分の増減									213
剰余金の配当									2,068
親会社株主に帰属する当期純利益									7,657
自己株式の取得									26
自己株式の処分									11
子会社持分の変動									-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,294	41	-	4	1,788	4,045	-	404	4,450
当期変動額合計	2,294	41	-	4	1,788	4,045	-	404	1,337
当期末残高	5,629	41	242	4	3,038	2,394	56	-	294,462

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,368	8,256
減価償却費	4,787	3,958
減損損失	-	70
退職給付費用	1,240	1,307
負ののれん発生益	-	136
段階取得に係る差損益(は益)	-	523
持分法による投資損益(は益)	39	17
貸倒引当金の増減()	83	6,404
賞与引当金の増減額(は減少)	438	78
役員賞与引当金の増減額(は減少)	158	24
株式報酬引当金の増減額(は減少)	82	57
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	4,263	893
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,780	0
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	46	10
ポイント引当金の増減額(は減少)	19	1
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	0	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	165	32
システム解約損失引当金の増減()	200	935
事業譲渡損失引当金の増減()	194	-
偶発損失引当金の増減()	43	3
資金運用収益	58,497	56,989
資金調達費用	3,522	2,381
有価証券関係損益()	1,194	3,087
金銭の信託の運用損益(は運用益)	-	48
為替差損益(は益)	6,098	2,262
固定資産処分損益(は益)	111	6,255
商品有価証券の純増()減	266	32
貸出金の純増()減	20,252	70,843
預金の純増減()	125,019	104,275
譲渡性預金の純増減()	6,560	8,800
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	29,991	11,732
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	1,481	200
コールローン等の純増()減	4,719	15,034
コールマネー等の純増減()	54,392	104,363
債券貸借取引受入担保金の純増減()	12,346	88,297
外国為替(資産)の純増()減	7,572	391
外国為替(負債)の純増減()	309	300
リース債権及びリース投資資産の純増()減	-	1,880
普通社債発行及び償還による増減()	-	2,200
信託勘定借の純増減()	191	245
資金運用による収入	58,936	59,334
資金調達による支出	3,979	2,715
その他	11,897	3,583
小計	107,004	26,774
法人税等の支払額	450	1,744
法人税等の還付額	867	403
営業活動によるキャッシュ・フロー	106,587	25,433

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	219,130	279,044
有価証券の売却による収入	147,193	264,935
有価証券の償還による収入	213,765	126,400
金銭の信託の増加による支出	-	700
有形固定資産の取得による支出	3,905	1,840
有形固定資産の除却による支出	815	566
有形固定資産の売却による収入	0	11,285
無形固定資産の取得による支出	1,495	1,210
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 1,057
事業譲渡による収入	307	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	135,919	118,200
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	5,000
配当金の支払額	2,067	2,069
非支配株主への配当金の支払額	1	4
自己株式の取得による支出	231	72
自己株式の売却による収入	0	15
ストックオプションの行使による収入	0	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	4	64
リース債務の返済による支出	469	83
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,774	7,277
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	26,562	136,357
現金及び現金同等物の期首残高	375,365	401,928
現金及び現金同等物の期末残高	1 401,928	1 538,286

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 15社

株式会社きらぼし銀行
株式会社きらぼしコンサルティング
きらぼしキャピタル株式会社
きらぼしシステム株式会社
きらぼしJCB株式会社
東京きらぼしリース株式会社
きらぼし証券準備株式会社
きらぼしサービス株式会社
きらぼし信用保証株式会社
きらぼしビジネスサービス株式会社
綺羅商務諮詢(上海)有限公司
きらぼしテック株式会社
八千代信用保証株式会社
株式会社きらぼしクレジットサービス
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

(連結の範囲の変更)

2019年5月28日付で、当社子会社の株式会社きらぼし銀行は持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社を連結子会社にするとともに2019年6月20日に持分比率を100%に引き上げました。

2019年8月1日付で、株式会社きらぼし銀行の子会社である東京きらぼしリース株式会社、きらぼしシステム株式会社及びきらぼしJCB株式会社は、当社が直接出資する完全子会社となっております。

2019年8月9日付で、当社子会社の株式会社きらぼし銀行が100%出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立し、新たに当社の連結子会社となっております。

2019年12月27日付で、当社が100%出資するきらぼし証券準備株式会社を設立し、新たに当社の連結子会社となっております。

(連結子会社の商号変更)

2020年6月22日付で、きらぼし証券準備株式会社は、きらぼしライフデザイン証券株式会社に商号変更しております。

(2) 非連結子会社 3社

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(持分法適用の関連会社の範囲の変更)

2019年5月28日付で、当社子会社の株式会社きらぼし銀行は持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社を連結子会社にするとともに2019年6月20日に持分比率を100%に引き上げました。

2019年8月1日付で、株式会社きらぼし銀行の子会社である東京きらぼしリース株式会社は、当社が直接出資する完全子会社となっております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連会社
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 13社

- (2) 12月末日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：2年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- (5) 繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却を行っております。

株式交付費 3年間の均等償却を行っております。

- (6) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しており

ます。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、銀行業を営む一部の連結される子会社の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、2015年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は1,023百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

当社及び銀行業を営む連結子会社は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金の計上基準

当社及び銀行業を営む連結子会社は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結子会社において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、一部の連結子会社において、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(13) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(14) システム解約損失引当金の計上基準

システム解約損失引当金は銀行業を営む一部の連結子会社において、基幹系システムの統合（2020年5月）に伴い、アウトソーシングサービス契約の中途解約等に係る損失見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(15) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(16) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む一部の連結子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(17)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(18)収益及び費用の計上基準

連結される子会社のファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております

(19)重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。当連結会計年度は、その他有価証券に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定を行っております。

なお、その他の連結子会社は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(20)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(21)消費税等の会計処理

当社及び国内の連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しておりません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う貸倒引当金の追加計上)

新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。追加的引当額については、2020年3月末を基準日として、新型コロナウイルスの影響を受け、資金繰り安定のために借入や返済条件変更の申込のあった債務者を母集団とし、これらの債務者に係る債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を追加引当額としております。

算出された影響額の検証のため、当該母集団に対し、2020年3月末基準日の債務者区分に基づき、過去の急激な景気悪化局面での適用引当率を用いた影響額を別途算出することで、その妥当性を検証しております。

当社としては、上記追加的な引当額について、その水準は十分合理的なものであると考えておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束時期等によっては、貸倒引当金の一段の積み増し等、一層の対応が必要となる可能性があります。

(役員向け株式報酬制度)

当社は、当社取締役及び当社子会社である株式会社きらぼし銀行の取締役（社外取締役を除きます。）及び委任契約を締結している執行役員（以下「子会社役員」といいます。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社グループは、取締役及び子会社役員を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役及び子会社役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役及び子会社役員に対して交付される株式報酬制度を導入しております。

なお、取締役及び子会社役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役及び子会社役員の退任時です。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(3) 信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当社株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、期末株式数は以下の通りであります。

信託における帳簿価額	201百万円（前連結会計年度末 205百万円）
期末株式数	97千株（前連結会計年度末 99千株）

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	92百万円	47百万円
出資金	933百万円	1,570百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	5,635百万円	7,571百万円
延滞債権額	76,155百万円	74,606百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	286百万円	335百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	4,424百万円	5,701百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	86,501百万円	88,215百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	41,069百万円	30,998百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
6,061百万円	18,876百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	424,832百万円	307,135百万円
その他資産	8,293百万円	-百万円
計	433,125百万円	307,135百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,531百万円	7,318百万円
コールマネー及び売渡手形	13,318百万円	-百万円
債券貸借取引受入担保金	344,918百万円	256,620百万円
借入金	38,000百万円	28,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	18,577百万円	17,109百万円

指定金融機関等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
その他資産	25百万円	43百万円

また、その他資産には、保証金、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
保証金	3,621百万円	3,438百万円
金融商品等差入担保金	83百万円	1,791百万円
中央清算機関差入証拠金	15,653百万円	25,638百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	890,385百万円	869,573百万円
うち原契約期間が1年以内のもの （又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの）	865,591百万円	843,899百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号または第2号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
273百万円	271百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	36,560百万円	41,452百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	140百万円	140百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(-百万円)	(-百万円)

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
劣後特約付借入金	5,000百万円	-百万円

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
66,099百万円	69,199百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式等売却益	1,692百万円	1,378百万円
債権売却益	0百万円	30百万円
リース料収入	- 百万円	6,236百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当	25,615百万円	25,033百万円
退職給付費用	1,325百万円	1,465百万円
事務委託費	5,215百万円	5,423百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸出金償却	151百万円	166百万円
株式等売却損	225百万円	1,383百万円
株式等償却	0百万円	1,838百万円
債権売却損	70百万円	101百万円
リース原価	- 百万円	5,000百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,819	465
組替調整額	965	3,201
税効果調整前	2,854	2,736
税効果額	769	443
その他有価証券評価差額金	2,084	2,293
繰延ヘッジ損益金		
当期発生額	-	59
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	59
税効果額	-	18
繰延ヘッジ損益金	-	41
為替換算調整勘定		
当期発生額	1	4
組替調整額	-	-
税効果調整前	1	4
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1	4
退職給付に係る調整額		
当期発生額	4,694	3,883
組替調整額	1,240	1,307
税効果調整前	3,453	2,575
税効果額	1,057	787
退職給付に係る調整額	2,396	1,788
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	222	44
組替調整額	-	-
税効果調整前	222	44
税効果額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	222	44
その他の包括利益合計	535	4,088

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	-	-	30,650	
第1回第一種優先株式	750	-	-	750	
第二種優先株式	2,000	-	-	2,000	
合計	33,400	-	-	33,400	
自己株式					
普通株式	180	111	15	276	(注) 1、2
合計	180	111	15	276	

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式99千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加111千株は、株式交付信託に係る信託口が取得した当社株式99千株及び単元未満株式の買取請求による増加11千株であり、減少15千株は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			-		56		
合計				-		56		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通株式	914	30.00	2018年3月31日	2018年6月11日
2018年5月15日 取締役会	第1回第一種優 先株式	92	123.00	2018年3月31日	2018年6月11日
2018年5月15日 取締役会	第二種優先株式	25	12.818	2018年3月31日	2018年6月11日
2018年11月13日 取締役会	普通株式	914	30.00	2018年9月30日	2018年12月4日
2018年11月13日 取締役会	第1回第一種優 先株式	93	124.00	2018年9月30日	2018年12月4日
2018年11月13日 取締役会	第二種優先株式	27	13.636	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	914	利益剰余金	30.00	2019年3月31日	2019年6月10日
2019年5月14日 取締役会	第1回第一種優先株式	93	利益剰余金	124.00	2019年3月31日	2019年6月10日
2019年5月14日 取締役会	第二種優先株式	27	利益剰余金	13.636	2019年3月31日	2019年6月10日

(注) 2019年5月14日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	-	-	30,650	
第1回第一種優先株式	750	-	-	750	
第二種優先株式	2,000	-	-	2,000	
合計	33,400	-	-	33,400	
自己株式					
普通株式	276	14	4	287	(注)1、2
合計	276	14	4	287	

(注)1. 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式97千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加14千株は、単元未満株式の買取請求によるものであり、減少4千株は株式交付信託の権利行使による売渡2千株及び単元未満株式の買い増し請求による売渡2千株の合計であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度期末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権			-		56		
合計				-		56		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	914	30.00	2019年3月31日	2019年6月10日
2019年5月14日 取締役会	第1回第一種優先株式	93	124.00	2019年3月31日	2019年6月10日
2019年5月14日 取締役会	第二種優先株式	27	13.636	2019年3月31日	2019年6月10日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	914	30.00	2019年9月30日	2019年12月3日
2019年11月12日 取締役会	第1回第一種優先株式	93	124.00	2019年9月30日	2019年12月3日
2019年11月12日 取締役会	第二種優先株式	27	13.636	2019年9月30日	2019年12月3日

(注) 2019年5月14日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2019年11月12日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	913	利益剰余金	30.00	2020年3月31日	2020年6月8日
2020年5月13日 取締役会	第1回第一種優先株式	93	利益剰余金	124.00	2020年3月31日	2020年6月8日
2020年5月13日 取締役会	第二種優先株式	27	利益剰余金	13.636	2020年3月31日	2020年6月8日

(注) 2020年5月13日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	402,718百万円	538,902百万円
定期預け金	10百万円	15百万円
その他の預け金	779百万円	601百万円
現金及び現金同等物	401,928百万円	538,286百万円

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式の取得により新たに持分法適用関連会社でありました東京きらぼしリース株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに東京きらぼしリース株式会社株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

資産合計	28,803百万円
うちリース債権及びリース投資資産	17,376百万円
負債合計	27,069百万円
うち社債	2,000百万円
うち借入金	21,752百万円
支配獲得時の評価差額	45百万円
非支配株主持分	3百万円
負ののれん発生益	136百万円
株式の取得価額	1,640百万円
支配獲得時までの持分法評価額	58百万円
段階取得に係る差益	523百万円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	- 百万円
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,057百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機及び事務用機器等の動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	197	75
1年超	231	124
合計	428	200

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
リース料債権部分	-	17,534
見積残存価額部分	-	1,059
受取利息相当額	-	1,270
リース投資資産	-	17,324

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	-	-	-	-	-	-
リース投資資産	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	79	75	66	59	31	3
リース投資資産	5,391	4,570	3,483	2,337	1,179	572

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	-	644
1年超	-	1,169
合計	-	1,813

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金であります。預金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてV a R (観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2020年3月31日において、当社グループの市場リスク量は40,091百万円(2019年3月31日現在は36,238百万円)になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したV a Rと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、2019年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど日々資金繰り管理や資金調達の状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	402,718	402,718	-
(2) 買入金銭債権	59,326	59,326	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	973	973	-
(4) 金銭の信託	-	-	-
(5) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	418,672 651,625	431,913 651,625	13,241 -
(6) 貸出金 貸倒引当金（ 1 ）	3,696,398 24,728		
	3,671,670	3,690,505	18,835
資産計	5,204,986	5,237,063	32,076
(1) 預金	4,527,089	4,527,188	98
(2) コールマネー及び売渡手形	113,329	113,329	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	344,918	344,918	-
負債計	4,985,337	4,985,436	98
デリバティブ取引（ 2 ） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	144 -	144 -	- -
デリバティブ取引計	144	144	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	538,902	538,902	-
(2) 買入金銭債権	74,199	74,199	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,006	1,006	-
(4) 金銭の信託	651	651	-
(5) 有価証券 満期保有目的の債券	100	100	0
その他有価証券	920,711	920,711	-
(6) 貸出金 貸倒引当金（ 1 ）	3,760,834 30,903		
	3,729,931	3,756,597	26,666
資産計	5,265,503	5,292,169	26,666
(1) 預金	4,631,187	4,631,185	2
(2) コールマネー及び売渡手形	217,692	217,692	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	256,620	256,620	-
負債計	5,105,501	5,105,499	2
デリバティブ取引（ 2 ） ヘッジ会計が適用されていないもの	360	360	-
ヘッジ会計が適用されているもの	59	59	-
デリバティブ取引計	301	301	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、及び、残存期間が短期間(1年以内)の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超の預け金については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。信託受益権以外については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、ファンド運営会社から提示された価格、デリバティブ取引については取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は証券投資信託委託会社が提供する基準価額等によっております。銀行業を営む連結される子会社保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出された現在価値を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する銀行業を営む連結される子会社保証付私募債については、時価は連結決算日における保証等に基づき算定した回収可能見込額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率(期末月の実績値)を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式 (1)(2)	3,826	3,659
組合出資金 (3)	20,935	23,571
合計	24,762	27,231

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 前連結会計年度において、減損処理は行っておりません。
当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

(3) 組合出資金のうち、裏付資産及び組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	363,665	-	-	-	-	-
買入金銭債権	7,680	4,721	6,818	4,712	13,690	20,037
有価証券						
満期保有目的の債券	12,111	167,114	169,097	6,423	9,335	48,750
うち国債	5,500	97,100	147,000	-	-	44,000
地方債	2,200	13,724	1,400	1,000	-	750
社債	4,411	39,641	15,148	4,423	9,335	-
外国証券	-	16,648	5,549	1,000	-	4,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	69,842	135,350	135,059	73,643	85,664	50,443
うち国債	7,100	5,000	-	15,000	-	3,000
地方債	3,700	1,300	4,814	5,483	5,675	21,923
社債	38,948	90,530	78,863	38,817	64,230	15,856
その他	20,093	38,520	51,382	14,342	15,759	9,663
貸出金()	763,286	682,566	464,836	292,054	330,582	795,329
合 計	1,216,585	989,752	775,811	376,834	439,273	914,560

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない80,944百万円、期間の定めのないもの286,798百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	501,849	-	-	-	-	-
買入金銭債権	13,235	11,866	4,221	7,887	13,812	21,736
有価証券						
満期保有目的の債券	100	-	-	-	-	-
うち国債	100	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	158,060	263,044	168,359	72,453	85,500	71,595
うち国債	66,000	95,000	22,000	5,000	20,000	36,500
地方債	5,073	16,944	6,560	5,535	9,090	9,996
社債	63,069	99,116	90,115	56,330	43,769	15,830
その他	23,917	51,983	49,683	5,588	12,641	9,268
貸出金()	750,787	691,392	466,417	295,436	313,514	835,495
合 計	1,424,032	966,304	638,998	375,777	412,827	928,827

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 80,689百万円、期間の定めのないもの 327,100百万円は含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	4,332,101	182,995	11,934	27	19	11
コールマネー及び売渡手形	113,329	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	344,918	-	-	-	-	-
合計	4,790,349	182,995	11,934	27	19	11

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	4,503,950	111,186	15,984	26	23	16
コールマネー及び売渡手形	217,692	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	256,620	-	-	-	-	-
合計	4,978,264	111,186	15,984	26	23	16

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価 差額	6	1

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	298,244	310,490	12,245
	地方債	18,856	19,034	178
	社債	65,672	66,339	666
	外国証券	4,000	4,301	301
	小計	386,774	400,166	13,391
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	501	501	0
	社債	8,360	8,350	9
	外国証券	23,036	22,895	140
	小計	31,897	31,747	150
合計		418,672	431,913	13,241

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	100	100	0
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	100	100	0
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		100	100	0

3. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	19,448	11,402	8,045
	債券	342,731	339,592	3,139
	国債	20,211	20,014	196
	地方債	40,714	40,135	579
	社債	281,805	279,442	2,363
	その他	168,344	163,747	4,597
	小計	530,525	514,742	15,782
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,594	7,576	1,981
	債券	62,075	62,389	313
	国債	10,657	10,662	4
	地方債	2,913	2,945	31
	社債	48,504	48,780	276
	その他	107,352	108,966	1,614
	小計	175,022	178,932	3,909
合計		705,548	693,674	11,873

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16,569	9,467	7,102
	債券	512,379	505,284	7,094
	国債	237,937	232,824	5,113
	地方債	48,614	48,097	516
	社債	225,826	224,362	1,464
	その他	154,043	148,573	5,469
	小計	682,992	663,326	19,666
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,587	7,855	2,267
	債券	165,441	166,506	1,065
	国債	15,849	16,027	178
	地方債	5,375	5,391	15
	社債	144,217	145,088	870
	その他	131,015	139,635	8,620
	小計	302,045	313,998	11,953
合計		985,037	977,324	7,713

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,504	1,309	215
債券	38,716	81	242
国債	30,592	59	241
地方債	2,003	4	0
社債	6,120	16	0
その他	80,065	1,033	909
合計	127,285	2,424	1,367

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	5,696	811	599
債券	157,160	4,093	176
国債	142,878	3,771	176
地方債	4,703	116	-
社債	9,579	205	-
その他	133,524	2,521	1,606
合計	296,382	7,426	2,382

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度における保有目的を変更した有価証券は、該当事項はありません。

当連結会計年度中において、従来満期保有目的で保有していた債券（貸借対照表計上額318,050百万円）をその他有価証券に変更しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、拡大が見込まれている貸出金に係る信用リスクに備えるための変更であります。この結果、有価証券が6,278百万円増加し、その他有価証券評価差額金が4,355百万円増加、繰延税金負債が1,922百万円増加しております。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、債券 9百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、株式 1,838百万円、債券 71百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	651	48

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	11,690
その他有価証券	11,690
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	3,766
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,923
()非支配株主持分相当額	43
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	44
その他有価証券評価差額金	7,923

当連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	8,100
その他有価証券	8,100
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	2,470
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,629
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	5,629

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	77,880	67,061	1,060	1,060
	受取変動・支払固定	77,958	67,400	375	375
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利キャップ				
	売建	6,196	6,176	0	126
	買建	6,406	6,386	0	22
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合計			684	788	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	51,063	41,882	633	633
	受取変動・支払固定	51,606	42,254	267	267
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利キャップ				
	売建	4,833	4,135	0	115
	買建	5,462	4,746	0	22
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計			366	459

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	12,870	1,771	43	43
	為替予約				
	売建	65,986	260	574	574
	買建	21,435	81	78	78
	通貨オプション				
	売建	13,242	2,805	219	79
	買建	13,242	2,805	219	17
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				540	478

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	22,132	5,142	154	154
	為替予約				
	売建	64,433	1,533	177	177
	買建	45,233	209	389	389
	通貨オプション				
	売建	6,614	2,111	143	71
	買建	6,614	2,111	143	27
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合計				720	676

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	939	-	6	6
	買建	-	-	-	-
	株式指数オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	有価証券店頭指数スワップ				
	株式指数・短期変動	-	-	-	-
	短期変動・株式指数	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合計				6	6

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	-	-	-
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		-	-	-
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	27,011	26,486	(注)2
	受取固定・支払変動		27,011	26,486	
	受取変動・支払固定		-	-	
合計					-

(注) 1. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券	5,000	5,000	59
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		5,000	5,000	59
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金	25,626	24,096	(注)3
	受取固定・支払変動		25,626	24,096	
	受取変動・支払固定		-	-	
合計					59

(注)1. 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する合計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載してあります。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

株式会社きらぼし銀行は、確定給付制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けるとともに、確定拠出制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

上記以外の一部の国内の連結子会社では、退職一時金制度や確定拠出年金制度を設けております。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	56,846	55,052
新規連結による増加額	-	0
勤務費用	1,467	1,516
利息費用	200	158
数理計算上の差異の発生額	1,272	351
退職給付の支払額	3,807	3,609
その他	927	-
退職給付債務の期末残高	55,052	52,766

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	72,392	69,115
期待運用収益	1,791	1,726
数理計算上の差異の発生額	4,349	4,234
事業主からの拠出額	2,289	1,980
退職給付の支払額	3,007	2,652
年金資産の期末残高	69,115	65,935

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	54,987	52,700
年金資産	69,115	65,935
非積立型制度の退職給付債務	14,128	13,234
	65	65
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,062	13,168

退職給付に係る負債	65	65
退職給付に係る資産	14,128	13,234
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,062	13,168

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	1,467	1,516
利息費用	200	158
期待運用収益	1,791	1,726
数理計算上の差異の費用処理額	1,311	1,385
過去勤務費用の費用処理額	70	77
その他	26	-
確定給付制度に係る退職給付費用	1,144	1,256

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	856	77
数理計算上の差異	4,310	2,498
合計	3,453	2,575

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	856	779
未認識数理計算上の差異	2,660	5,158
合計	1,803	4,379

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
債券	30.8%	33.2%
株式	52.4%	48.8%
現金及び預金（コールローンを含む）	6.7%	6.5%
生保一般勘定	1.0%	1.1%
その他	9.1%	10.4%
合計	100.0%	100.0%
合計のうち企業年金制度に対し設定した退職給付信託	31.0%	43.1%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の基本ポートフォリオと年金資産を構成する様々な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.35%	0.28%
長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
予想昇給率	5.50%	5.50%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は182百万円（前連結会計年度は180百万円）であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業経費	- 百万円	- 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 8名 当社子会社取締役 10名	当社取締役 7名 当社子会社取締役 11名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 12,000株	普通株式 22,000株
付与日	2015年8月3日	2016年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2015年8月3日 ~ 2045年8月2日	2016年8月1日 ~ 2046年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 9名 当社子会社取締役 7名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 15,100株
付与日	2017年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2017年8月1日 ~ 2047年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	2,400	7,100	10,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	2,400	7,100	10,000

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,706	2,690	2,680
付与日における公正な 評価単価（円）	3,881	2,695	2,795

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	4,581百万円	1,597百万円
退職給付関係	4,141	4,540
貸倒引当金	7,000	8,658
有価証券償却	789	1,134
減価償却	731	813
その他	3,957	5,589
繰延税金資産小計	21,202	22,335
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	2,325	260
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,479	5,090
評価性引当額小計(注1)	6,804	5,350
繰延税金資産合計	14,397	16,984
繰延税金負債		
有価証券関係	572	565
その他有価証券評価差額金	5,022	4,579
資産除去債務関係	22	127
時価評価による簿価修正額	2,900	501
その他	-	18
繰延税金負債合計	8,518	5,792
繰延税金資産の純額	5,879百万円	11,191百万円

(注1) 評価性引当額の主な変動内容

前連結会計年度(2019年3月31日)

評価性引当額が5,712百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社の子会社において、繰越欠損金の期限が到来したことにより、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が3,126百万円減少したこと、及び当連結会計年度に当社の子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京が合併したことに伴い、将来の回収可能見込額が増加したこと等によるものです。

当連結会計年度(2020年3月31日)

評価性引当額が1,453百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社子会社において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が2,065百万円減少したこと等によるものです。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	1,440	1,731	766	493	117	31	4,581
評価性引当額	1,022	1,302	-	-	-	-	2,325
繰延税金資産	418	428	766	493	117	31	(2) 2,256

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（1）	188	766	493	117	-	31	1,597
評価性引当額	188	71	-	-	-	-	260
繰延税金資産	-	694	493	117	-	31	（2） 1,337

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（2）当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.78	1.43
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.57	0.84
住民税均等割等	2.90	1.23
評価性引当額の増減	173.98	25.82
繰越欠損金の期限切れ	92.81	-
その他	0.68	0.61
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>46.76%</u>	<u>7.23%</u>

(企業結合等関係)
(子会社株式の取得)

1. 株式取得の理由

お客さまのニーズが多様化する中、金融サービスの更なる充実を図るには、これまで以上に当社グループが一体となった総合金融サービスの提供が必要であると判断し、連結子会社等における株式会社きらぼし銀行の持分比率を引き上げることいたしました。

本件を通じて、グループ内経営の強化を推し進めることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

2. 連結子会社等株式の追加取得

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
きらぼしシステム株式会社	コンピュータ関連サービス業
きらぼしJCB株式会社	クレジットカード業務
八千代信用保証株式会社	信用保証業務

企業結合日

結合当事企業の名称	企業結合日
きらぼしシステム株式会社	2019年5月28日
きらぼしJCB株式会社	2019年5月28日
八千代信用保証株式会社	2019年9月27日

なお、2019年8月1日付で、株式会社きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしシステム株式会社及びきらぼしJCB株式会社は、当社が直接出資する連結子会社となっております。

企業結合の法的形式

現金を対価とする非支配株主からの株式の取得

結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 連結子会社株式の追加取得に関する事項

きらぼしシステム株式会社

取得の対価	現金 162百万円
取得原価	162百万円

きらぼしJCB株式会社

取得の対価	現金 126百万円
取得原価	126百万円

八千代信用保証株式会社

取得の対価	現金 45百万円
取得原価	45百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得

非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
217百万円

3. 株式取得による持分法適用の関連会社の子会社化

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
東京きらぼしリース株式会社	総合リース業

企業結合を行った主な理由

金融サービスの更なる充実を図るには、これまで以上に当社グループが一体となった総合金融サービスの提供が必要であると判断し、株式会社きらぼし銀行の持分比率を引き上げることいたしました。

なお、2019年8月1日付で、株式会社きらぼし銀行の連結子会社である東京きらぼしリース株式会社は、当社が直接出資する連結子会社となっております。

企業結合日
2019年5月28日

企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得

結合後企業の名称
結合後企業の名称に変更はありません。

取得した議決権比率

	東京きらぼしリース株式会社
企業結合直前に有していた議決権比率	35.5%
企業結合日に追加取得した議決権比率	64.5%
取得後の議決権比率	100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社きらぼし銀行が、現金を対価とした株式取得により、持分法適用の関連会社である東京きらぼしリース株式会社の議決権を取得するためであります。

(2) 取得原価の算定に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた普通株式の企業結合日における時価	582百万円
追加取得した普通株式の対価 現金	1,057百万円
取得原価	1,640百万円

被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益 523百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 1百万円

ただし、その他の連結子会社株式追加取得に係る費用との合計額であります。

(4) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額

136百万円

発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

資産の額

資産合計 28,803百万円

うちリース債権及びリース投資資産 17,376百万円

負債の額

負債合計 27,069百万円

うち社債 2,000百万円

うち借入金 21,752百万円

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議等においてその業績を評価するため、経営成績を定期的に検討する銀行業セグメント及びリース業セグメントを対象としております。

銀行業セグメントでは、銀行の主要業務である預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務などを行っております。リース業セグメントでは、金融関連業務としてのリース業務を行っております。報告セグメントに含まれていない事業については「その他」に集約して一括して計上しております。

なお、前連結会計年度においては、銀行業の単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しておりましたが、当連結会計年度において、持分法適用の関連会社でありました東京きらぼしリース株式会社を連結子会社化したことに伴い、報告セグメントの見直しを行ないました。

これにより、報告セグメントを「銀行業」及び「リース業」に変更しております。

また、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益ベースの数値であり、また、セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	79,861	-	79,861	1,492	81,353
セグメント間の内部経常収益	70	-	70	5,698	5,769
計	79,932	-	79,932	7,190	87,123
セグメント利益	5,356	-	5,356	2,350	7,707
セグメント資産	5,375,684	-	5,375,684	201,109	5,576,794
セグメント負債	5,082,299	-	5,082,299	4,001	5,086,301
その他の項目					
減価償却費	4,747	-	4,747	36	4,784
資金運用収益	60,540	-	60,540	2,161	62,701
資金調達費用	3,513	-	3,513	19	3,532
持分法投資利益	-	-	-	39	39
特別利益	0	-	0	-	0
（固定資産処分益）	0	-	0	-	0
（負ののれん発生益）	-	-	-	-	-
持分法適用会社への投資額	-	-	-	88	88
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8,538	-	8,538	106	8,645

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業及びクレジットカード業等であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	84,273	11,102	95,376	1,786	97,162
セグメント間の内部経常収益	157	850	1,007	9,073	10,081
計	84,431	11,953	96,384	10,860	107,244
セグメント利益	5,718	29	5,747	5,894	11,642
セグメント資産	5,486,602	29,452	5,516,054	205,382	5,721,437
セグメント負債	5,194,129	29,192	5,223,322	4,381	5,227,703
その他の項目					
減価償却費	3,880	28	3,908	50	3,958
資金運用収益	58,814	13	58,827	5,154	63,981
資金調達費用	2,381	121	2,502	21	2,524
持分法投資利益	-	-	-	17	17
特別利益	5,575	-	5,575	-	5,575
（固定資産処分益）	5,575	-	5,575	-	5,575
（負ののれん発生益）	-	-	-	-	-
持分法適用会社への投資額	-	-	-	47	47
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,265	634	5,899	261	6,160

（注）1．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業及びクレジットカード業等であります。

4．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（1）報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

（単位：百万円）

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	79,932	96,384
「その他」の区分の経常収益	7,190	10,860
パーチェス法による調整	2,576	3,130
セグメント間取引消去	5,769	10,081
連結損益計算書の経常収益	78,777	94,031

（注）一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,356	5,747
「その他」の区分の利益	2,350	5,894
パーチェス法による調整	2,204	3,506
セグメント間取引消去	2,022	5,788
連結損益計算書の経常利益	3,480	2,347

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,375,684	5,516,054
「その他」の区分の資産	201,109	205,382
パーチェス法による調整	5,538	8,235
セグメント間取引消去	198,043	212,056
連結貸借対照表の資産合計	5,373,212	5,501,145

(4) 報告セグメントの負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,082,299	5,223,322
「その他」の区分の負債	4,001	4,381
パーチェス法による調整	2,356	1,535
セグメント間取引消去	3,858	19,484
連結貸借対照表の負債合計	5,080,087	5,206,683

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該事項に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	4,747	3,908	36	50	-	-	4,784	3,958
資金運用収益	60,540	58,827	2,161	5,154	4,204	6,991	58,497	56,989
資金調達費用	3,513	2,502	19	21	10	143	3,522	2,381
持分法投資利益	-	-	39	17	-	-	39	17
特別利益	0	5,575	-	-	-	1,399	0	6,975
(固定資産処分益)	0	5,575	-	-	-	739	0	6,315
(負ののれん発生益)	-	-	-	-	-	136	-	136
持分法適用会社への投資額	-	-	88	47	-	-	88	47
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	8,538	5,899	106	261	-	1,458	8,645	4,702

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対 する経常収益	43,170	16,306	16,585	-	2,714	78,777

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役員取引業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	43,926	19,112	16,880	11,102	3,009	94,031

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	70	-	70	-	70

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

「リース業」セグメントにおいて、持分法適用の関連会社でありました東京きらぼしリース株式会社を当連結会計年度より当社の連結子会社としたため、負ののれん発生益を計上しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、136百万円であります。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	7,820円80銭	7,880円94銭
1株当たり当期純利益	153円52銭	244円21銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	94円60銭	127円49銭

(注) 1 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	293,124	294,462
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	55,581	55,176
うち優先株式払込額	百万円	55,000	55,000
うち優先配当額	百万円	120	120
うち新株予約権	百万円	56	56
うち非支配株主持分	百万円	404	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	237,543	239,285
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	30,373	30,362

(注) 2 . 株主資本において自己株式として計上されている株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

前連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は99千株であります。

当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は97千株であります。

(注) 3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,914	7,657
普通株主に帰属しない金額	百万円	240	240
うち優先配当額	百万円	240	240
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,673	7,416
普通株式の期中平均株式数	千株	30,443	30,369
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	240	240
うち優先配当額	百万円	240	240
普通株式増加数	千株	21,500	29,687
うち優先株式	千株	21,479	29,667
うち新株予約権	千株	20	19
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) 4. 株主資本において自己株式として計上されている株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前連結会計年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は32千株であります。

当連結会計年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は98千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東京きらぼし リース株式会社 (注)2	無担保社債 (銀行保証付 及び適格機関 投資家限定)	2018年3月15日	-	2,000 [-]	0.38	なし	2023年3月20日
	無担保社債 (銀行保証付 及び適格機関 投資家限定)	2020年3月23日	-	2,000 [200]	0.29	なし	2030年3月22日
きらぼしJCB 株式会社	無担保社債 (銀行保証付 及び適格機関 投資家限定)	2020年3月31日	-	200 [-]	0.54	なし	2025年3月31日
合計			-	4,200 [200]			

(注) 1. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 2019年5月28日付で、東京きらぼしリース株式会社は持分法適用の関連会社から連結子会社となっております。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額(百万円)	200	200	2,200	200	400

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	43,566	42,177	0.14	
再割引手形	-	-	-	
借入金	43,566	42,177	0.14	2020年4月～ 2030年3月
1年以内に返済予定のリース債務	461	1	2.33	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,266	-	-	

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	34,987	3,518	2,325	1,046	300
リース債務(百万円)	1	-	-	-	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	22,066	44,704	66,691	94,031
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	1,821	3,457	4,493	8,256
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	1,130	3,386	3,561	7,657
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	37.22	107.54	113.31	244.21

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「株式交付信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	37.22	70.32	5.77	130.91

(注) 「株式交付信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,757	1,362
未収入金	16	10
前払費用	16	19
未収還付法人税等	403	1,005
仮払金	0	0
預け金	0	2
流動資産合計	2,194	2,400
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	193,744	196,744
繰延税金資産	11	24
投資その他の資産合計	193,755	196,769
固定資産合計	193,755	196,769
繰延資産		
創立費	7	-
株式交付費	4	-
繰延資産合計	11	-
資産の部合計	195,961	199,169
負債の部		
流動負債		
未払金	1	31
未払配当金	44	55
未払法人税等	17	23
預り金	3	6
仮受金	0	0
賞与引当金	24	28
役員賞与引当金	9	14
流動負債合計	102	160
固定負債		
株式報酬引当金	5	11
固定負債合計	5	11
負債の部合計	107	172
純資産の部		
株主資本		
資本金	27,500	27,500
資本剰余金		
資本準備金	56,219	56,219
その他資本剰余金	110,264	110,260
資本剰余金合計	166,484	166,480
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,618	5,775
利益剰余金合計	2,618	5,775
自己株式	804	814
株主資本合計	195,797	198,940
新株予約権	56	56
純資産の部合計	195,854	198,997
負債及び純資産の部合計	195,961	199,169

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1,218	1,512
関係会社受入手数料	1,992	1,105
その他の事業収入	-	115
営業収益合計	3,110	6,190
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,278	1,295
営業費用合計	798	905
営業利益	2,311	5,284
営業外収益		
受取利息	10	10
雑収入	0	1
営業外収益合計	0	1
営業外費用		
支払手数料	3	-
雑損失	0	0
創立費償却	14	7
株式交付費償却	18	4
営業外費用合計	36	11
経常利益	2,275	5,274
特別損失	74	-
関係会社株式評価損	74	-
税引前当期純利益	2,201	5,274
法人税、住民税及び事業税	46	61
法人税等調整額	5	13
法人税等合計	51	48
当期純利益	2,149	5,225

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	27,500	56,219	110,272	166,491	2,535	2,535	625	195,900	101	196,002
当期変動額										
剰余金の配当					2,066	2,066		2,066		2,066
当期純利益					2,149	2,149		2,149		2,149
自己株式の取得							231	231		231
自己株式の処分			7	7			52	45		45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									45	45
当期変動額合計	-	-	7	7	82	82	178	102	45	148
当期末残高	27,500	56,219	110,264	166,484	2,618	2,618	804	195,797	56	195,854

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	27,500	56,219	110,264	166,484	2,618	2,618	804	195,797	56	195,854
当期変動額										
剰余金の配当					2,068	2,068		2,068		2,068
当期純利益					5,225	5,225		5,225		5,225
自己株式の取得							26	26		26
自己株式の処分			4	4			15	11		11
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-	-
当期変動額合計	-	-	4	4	3,157	3,157	10	3,142	-	3,142
当期末残高	27,500	56,219	110,260	166,480	5,775	5,775	814	198,940	56	198,997

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 繰延資産の処理方法

創立費	5年間の均等償却を行っております。
株式交付費	3年間の均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度未までに発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

連結財務諸表の注記事項にあります(追加情報)に記載のとおりです。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
預金	1,757百万円	1,362百万円
未収入金	15百万円	10百万円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取配当金	2,118百万円	5,121百万円
受入手数料	992百万円	1,053百万円
その他の事業収入	-百万円	15百万円
販売費及び一般管理費	357百万円	426百万円
受取利息	0百万円	0百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費用及び金額は次のとおりであります。

なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与・手当	465百万円	561百万円
広告宣伝費	67百万円	70百万円
支払報酬	127百万円	128百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	193,714	196,714
関連会社株式	29	29
合計	193,744	196,744

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	7百万円	8百万円
役員賞与引当金	3	4
株式報酬引当金	1	3
株式報酬費用	14	14
関係会社株式評価損	22	239
関係会社株式	209	704
その他	3	3
繰延税金資産小計	262百万円	978百万円
評価性引当額	250	953
繰延税金資産合計	11百万円	24百万円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金資産の純額	11百万円	24百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01	0.05
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	29.46	43.20
住民税均等割等	0.30	0.12
評価性引当の増減	0.87	13.32
その他	0.00	0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.35%	0.92%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
繰延資産							
創立費	71	-	-	71	71	7	-
株式交付費	54	-	-	54	54	4	-
繰延資産計	126	-	-	126	126	11	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	24	28	24	-	28
役員賞与引当金	9	14	9	-	14
株式報酬引当金	5	6	-	-	11
計	39	49	34	-	54

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで。		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り 取扱場所	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社本店		
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社		
取次所			
買取手数料	無料		
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/		
株主に対する特典	3月31日(基準日)現在の株主名簿に記載された100株以上保有の株主に対して以下の優待のいずれかを実施します。		
	優待コース	優待内容	優待提供
	定期預金 金利上乗せ コース	預入時の店頭表示金利に年0.2%(税引き後年0.159%)上乗せ スーパー定期1年もの(自動継続扱い)、金額10万円以上300万円まで(分割預入はできません)、金利上乗せは初回満期日まで、店頭窓口のみ利用可能	きらぼし銀行
	投資信託 購入時 手数料優遇 コース	投資信託購入時手数料(税抜き)50%優遇 取扱期間内に約定となった1取引(分割による取扱不可)、優遇金額上限2万円、店頭窓口、インターネットバンキング、及びインターネット支店で利用可能	きらぼし銀行
きらぼし コンサルティングの セミナー 受講料優遇 コース	有料セミナーの受講料(税込み)を優遇 取扱期間内に開催される1セミナー(分割による取扱不可)、優遇金額上限1万5千円	きらぼし コンサルティング	
(注) 取扱期間：2020年7月1日(水)～2020年12月30日(水)			

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社の定款で定めております。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当連結会計年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第5期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月27日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日 関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2019年7月5日 関東財務局長に提出。
自 2018年4月1日 至 2019年3月31日 事業年度（第5期）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(4) 四半期報告書及び確認書

第6期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
2019年8月13日 関東財務局長に提出。

第6期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）
2019年11月26日 関東財務局長に提出。

第6期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月14日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

2019年7月3日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年1月10日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪寺 信

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下部 恵美

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、連結子会社である株式会社きらぼし銀行は、当事業年度の末日後、2020年5月6日に基幹系システムを統合した。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪寺 信

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下部 恵美

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。